

群馬県男女共同参画年次報告書

(平成29年度実績報告)

平成30年11月

群 馬 県

はじめに

少子高齢化の進展をはじめ、社会経済情勢が急速に変化するなかで、持続可能な活力ある社会を維持していくためには、男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を最大限に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国においては、政治分野において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月23日に施行されました。

また、あらゆる分野の女性の参画を促進するため、「女性活躍情報の見える化」の取り組みを進めるとともに、男女ともに多様で柔軟な働き方の推進等に力を入れています。

本県においては、平成16年3月制定の「群馬県男女共同参画推進条例」や平成28年3月策定の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画施策を総合的・計画的に進めているところですが、平成29年度は、地域における様々な企業・団体等と連携して「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性への応援メッセージを発信しているほか、女性活躍推進フォーラムや女性表彰を実施するなど、女性の活躍推進を県民運動として展開するため取り組んでまいりました。

平成30年度も、地域のあらゆる分野における女性の活躍推進、男女ともに暮らしやすい社会づくりに向け、引き続き各種事業に取り組んでいるところです。

この年次報告書は、群馬県男女共同参画推進条例第7条に基づき、本県の平成29年度男女共同参画の推進状況、県の施策の実施状況及び平成30年度に実施する施策を取りまとめたものです。

本書が多くの皆様に男女共同参画社会についての理解と関心を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

平成30年11月

群馬県生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課長 星野 真弓

目 次

第 1 部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況	1
1 平成29年度に講じた主な施策の推進状況	1
(1) 群馬県男女共同参画推進委員会	1
(2) 男女共同参画フェスティバル	1
(3) 男女共同参画推進員の設置	2
(4) 事業所の男女共同参画推進事業	2
(5) ぐんま女性活躍大応援団事業	2
(6) ぐんま女性ネットワーク会議	3
(7) 男性にとっての男女共同参画会議	3
(8) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組	3
(9) 男女共同参画の推進に関する意見の受付	4
(10) 男女共同参画講演会（ぐんま男女共同参画センター）	5
(11) 活動支援事業（ぐんま男女共同参画センター）	6
(12) 女性のチャレンジ支援事業（ぐんま男女共同参画センター）	7
(13) 男性参画プロジェクト（ぐんま男女共同参画センター）	9
(14) 人材育成事業（ぐんま男女共同参画センター）	10
(15) 調査・研究事業「男女共同参画データブック」（ぐんま男女共同参画センター）	11
(16) 情報収集と提供（ぐんま男女共同参画センター）	11
(17) 相談事業（ぐんま男女共同参画センター）	12
(18) 貸室事業（ぐんま男女共同参画センター）	12
(19) 子ども・子育て支援新制度の推進（子育て・青少年課課）	12
(20) ぐんま食育応援企業登録制度（保健予防課）	12
(21) 生活習慣病対策事業（保健予防課）	12
(22) 女性農業者活動支援事業（農業構造政策課）	12
(23) ジョブカフェ・マザーズ（女性の再就職相談窓口）（労働政策課）	13
(24) ぐんまのイクボス養成塾（労働政策課）	14
(25) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度（労働政策課）	14
(26) 働き方改革アドバイザー認定（労働政策課）	14
(27) 女性リーダー交流会（労働政策課）	14
(28) 人権教育の推進（生涯学習課）	14
2 群馬県男女共同参画基本計画（第4次）の数値目標達成状況	15
3 群馬県男女共同参画基本計画（第4次）の参考指標の現況	17
4 平成29年度男女共同参画施策事業一覧	19
第 2 部 平成30年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策	29
1 主要事業について	29
2 平成30年度男女共同参画施策事業一覧	30
第 3 部 男女共同参画に関する主な指標等	40
1 男女共同参画をとりまく状況	40
2 制度・慣行の見直しと意識の改革	42
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	43
4 地域活動への女性の参画の拡大	43
5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	44
6 家庭・雇用の場における男女共同参画、仕事と生活の調和	45
第 4 部 県内市町村の状況	46
1 男女共同参画行政担当課一覧	46
2 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況	47
3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況	48
4 男女共同参画・女性のための総合的な施設設置状況	48
第 5 部 資料	49
1 群馬県男女共同参画推進条例	49
2 男女共同参画社会基本法	50
3 男女共同参画に関する国内外の動き	53

第1部 男女共同参画の推進に関する施策の推進状況

1 平成29年度に講じた主な施策の推進状況

(1) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づき、基本計画その他の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するために委員会が設置されています。委員の内訳は、学識経験者4名、各分野代表9名、公募2名の計15名です。

平成29年度における委員会開催状況(開催回数 2回)

開催日	審議内容
平成29年 9月 5日	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の年次報告について平成29年度実施事業の進捗状況についてぐんまDV対策基本計画(第3次)重点施策の進捗状況及び評価について群馬県DVに関する県民意識調査の実施について
平成30年 2月16日	<ul style="list-style-type: none">ぐんまDV対策基本計画(第4次)の策定についてDVに関する県民意識調査経過報告について平成29年度事業の実施状況について平成30年度実施予定事業について

(2) 男女共同参画フェスティバル

男女共同参画社会への理解を深めるために、「男女共同参画週間」にちなんで、群馬県女性団体連絡協議会と共催し、「男女共同参画フェスティバル」を開催しました。

- ・期 日：平成29年6月24日(土)
- ・会 場：ぐんま男女共同参画センター
- ・テーマ：「輝こう 群馬の女と男」
～みつめよう! 変えよう! ぐんま!!～
- ・内 容：展示、啓発グッズ配布、バザー、お茶席
シンポジウム



「ぐんまの元気は女性の活躍から～パートIV」

- ・基調講演：「誰もが住みやすい 生きやすい “ぐんま” へ」

朝日新聞社前橋総局長 岡本 峰子 氏

- ・パネルディスカッション

パネリスト：朝日新聞社前橋総局長 岡本 峰子 氏

NPO法人ブレインファーム理事長 天田 亮介 氏

群馬県広報課 ぐんまイメージアップ推進室長 坂田 達也 氏

株式会社おっ鳥弁当本舗 相談役 和田 裕子 氏

コーディネーター：群馬大学男女共同参画推進室コーディネーター・講師

長安 めぐみ 氏

- ・参加者：426名

男女共同参画週間とは

男女共同参画社会基本法の施行(平成11年6月23日)を記念して、毎年6月23日から29日までの期間を「男女共同参画週間」と定め、法律の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため国、地方公共団体が全国で様々な行事を開催しています。

(3) 男女共同参画推進員の設置

社会人が一日の活動時間の多くを過ごす職場における男女共同参画の推進は、地域や家庭にも大きく影響するため、男女共同参画社会の実現に極めて重要な意味を持ちます。

「群馬県男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画推進員」は、職場における男女共同参画推進の中心人物となっていただく方で、平成30年3月31日現在、499事業所において設置されています。県は情報の提供等により、推進員の取組を支援しています。

(4) 事業所の男女共同参画推進事業

群馬県立女子大学、群馬大学、共愛学園前橋国際大学、高崎経済大学と連携し、各大学の特色を活かした各界ロールモデルのヒアリング調査を実施し、取組の好事例などを情報発信しました。

- ① 事業所訪問及び取材：県内8事業所
- ② 成果発表：平成29年11月13日開催「ぐんま女性活躍推進フォーラム」内で学生によるロールモデル訪問成果発表（ロールモデル等の紹介及び事業所等の取り組み）を実施。



事業者訪問



成果発表

(5) ぐんま女性活躍大応援団事業

地域のあらゆる分野での女性の活躍を推進し、「すべての女性が輝く社会」をつくるため、地域ぐるみで女性活躍応援の輪を広げる取組を行いました。

①「ぐんま女性活躍大応援団」の設置

県内に所在し、女性の活躍推進活躍応援の趣旨に賛同する企業・団体等から「女性活躍応援メッセージ」を募集し、企業・団体等名とともに県ホームページで発信することで、本県における女性活躍応援の県民運動を展開しました。（平成29年度：260団体）

②ぐんま女性活躍大応援団実行委員会

女性活躍推進に関わる様々な関連団体で構成し、「大応援団」の行う具体的な事業を企画・検討、実施するとともに、効果検証・課題整理等を行いました。（年2回開催）

③ぐんま女性活躍推進フォーラム

輝く女性ロールモデルの発信・好事例の発表等を交えながら、男女ともに自分らしく活躍するための方策を検討し、あらゆる分野で女性が活躍する機運の醸成を目指し開催しました。

・期日：平成29年11月13日（月）

・場所：群馬県市町村会館

・内容：

ぐんま輝く女性表彰

講演：「誰もが自分らしく輝ける社会～みんながハッピーになる方法～」

谷口 真由美氏（大阪国際大学准教授、全日本おばちゃん党代表代行）

学生によるロールモデル発表

・参加者：一般県民（県内企業・NPO・地域団体関係者、女性団体関係者、学生等含む）163名

④ぐんま輝く女性表彰

女性の活躍推進に関する取組が顕著である団体・個人を表彰しました。

- ・ぐんま輝く女性功労賞：2名
(原則として5年以上にわたり男女共同参画の推進に積極的に取り組んでおり、他の模範であると認められる個人を表彰)
 - ・ぐんま輝く女性チャレンジ賞：2名
(起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体を表彰)
 - ・ぐんま輝く女性支援賞：1団体
(女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体を表彰)
- 平成29年11月13日開催「ぐんま女性活躍推進フォーラム」内にて表彰。



基調講演



谷口真由美講師



表彰式

(6) ぐんま女性ネットワーク会議

各分野で活躍する女性リーダーの人材育成・ネットワーク化を図るとともに、「男性にとっての男女共同参画会議」と連携して若年層向け啓発資料の作成を行いました。

(全3回、参加者：各12人)

(7) 男性にとっての男女共同参画会議

男女共同参画について男性の視点から検討し、意見発信・参加者同士のネットワークづくりを行うとともに、「ぐんま女性ネットワーク会議」と連携して若年層向け啓発資料の作成を行いました。

(全3回、参加者：各9人)

(8) 女性に対する暴力根絶及び被害者支援のための取組

男女共同参画社会実現のための大きな障害である女性に対する暴力を根絶し、被害者を支援するため、平成29年度に実施した主な取組は次のとおりです。

①啓発冊子等の作成・配布

県民の理解を促すため、一般県民向けのDV防止啓発冊子及びDV相談窓口一覧カードを作成し、市町村、県有施設等に配布するとともに、若年者からのDV予防を図るために、若者向け啓発冊子を作成し、県内中学、高校及び大学等に配布しました。

②中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣

若年期に正しい知識と理解を深めることがDV防止につながることから、中学・高校・大学等にデートDV防止の啓発のための講師を派遣しました。

・派遣実績：15校

さらに、教育委員会と連携し、学校指導者向けの研修を3回実施しました。



デートDV講座

③民間団体及び関係機関との連携

・民間団体支援

被害者の保護や自立支援を行う民間団体に対し、シェルターの家賃等の補助を行ったほか、自立支援のための各種手続き等への同行支援に対し補助を行いました。

交付実績（平成29年度） 4件 1,100千円

・関係機関との連携

裁判所、法務局、検察庁、県警、女性相談所、民間支援団体、母子生活支援施設、保健福祉事務所弁護士会等で組織する「女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク会議」を開催しました。

④DV被害者等地域生活定着支援事業

民間シェルター等退所後のDV被害者が、地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制の枠組みを構築しました。

⑤女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力根絶のための啓発活動として、ポスター・リーフレットの掲示・配布や県HP等による広報活動を実施しました。

⑥相談事業

女性相談センター、女性相談所において、暴力被害女性に対する相談を実施しました。

相談日時 平日 9時～20時 土日祝 13時～17時

相談件数 3,601件（うちDV相談 1,370件）

※うち男性DV相談 6件（うちDV相談 5件）

⑦被害者保護・自立支援

保護を必要とする被害女性については、女性相談所の一時保護所及び三山寮（婦人保護施設）において保護及び自立支援を行いました。

・一時保護所 要保護女子：実人員 43人、延べ人員 439人

同伴児童：実人員 36人 延べ人員 492人

・三山寮 要保護女子：実人員 14人、延べ人員 402人

同伴児童：実人員 25人 延べ人員 665人

女性に対する暴力をなくす運動について

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国や地方公共団体等が様々な運動を展開しています。

「女性に対する暴力撤廃国際日」（11月25日）は1999年12月、国連総会で指定されました。

1961年のこの日にドミニカ共和国の政治活動家であったミラバル三姉妹が惨殺されたことにちなんでいます。

（9）男女共同参画の推進に関する意見の受付

「群馬県男女共同参画推進条例」第10条では、県民及び事業者が男女共同参画に関連する施策について、県へ意見を申し出ることができる旨定めています。

・平成29年度：0件

(10) 男女共同参画講演会（ぐんま男女共同参画センター）

① とらいあんぐるん大学連携講座

大学と連携し、男女共同参画の視点から社会を見つめ直す機会を持っていただくため、東京家政大学女性未来研究所と共催で、県民の方を対象とした全4回の連続講座を開催しました。（対象：男女共同参画に興味のある方、参加者：延べ101人、会場：ぐんま男女共同参画センター）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
9月30日（土）	講義／『防災・減災』に役立つオトコの度量とオンナの視点	齋藤正子さん （東京家政大学看護学部講師）	15人
10月7日（土）	講義／明日をつくる女性を育てるために	並木有希さん （東京家政大学女性未来研究所副所長）	13人
11月5日（日）	講義／施設より地域ぐらし～デンマークと日本を比較する～	松岡洋子さん （東京家政大学人文学部准教授）	22人
11月18日（土）	講義／100年ライフの家族関係 長続きのコツ	樋口恵子さん （東京家政大学女性未来研究所長）	51人



会場の様子



並木有希講師



樋口恵子講師

② 群馬県新規採用職員研修

男女共同参画は、職員として習得すべき基礎的なテーマであることから、県自治研修センターが行う研修の一環として実施しました。（対象：県新規採用職員、会場：群馬県自治研修センター）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
5月26日（金）	講義／男女共同参画	大森昭生さん （共愛学園前橋国際大学学長・教授）	135人



会場の様子



大森昭生講師

③ とらいあんぐるんLGBT講演会

性的少数者に対する正しい理解・認識を深め、本県における多様な性のあり方を認め合う社会づくりの輪を広げていくことを目的とした講演会を、人権男女・多文化共生課とみどり市とそれぞれ開催しました。

期日	内容（テーマ）	講師	会場	参加人数
7月20日(木)	講演会／LGBTってなんだろう～互いの違いを受け入れあえる社会を目指して～	NPO法人ReBitメンバー	ぐんま男女共同参画センター	80人
8月6日(日)	講演会／LGBTってなんだろう～互いの違いを受け入れあえる社会を目指して～	NPO法人ReBitメンバー	笠懸公民館	79人



センター会場の様子



LGBTチラシ



笠懸公民館会場の様子

(11) 活動支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

① 協働事業

センター利用団体等、日頃から男女共同参画社会の形成に向けた活動を行っているグループ・団体と連携・協働し、以下の3事業を実施しました。

期日	内容【協働団体】	講師	会場	参加人数
7月1日(土)	講義／ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング入門 【群馬県母子寡婦福祉協議会】	竹淵亨さん (前橋市子育て支援課職員)	ぐんま男女共同参画センター	55人
1月21日(日)	講演会／『結婚』と男女共同参画ー男女がともに輝ける社会へー 【群馬県地域婦人団体連合会】	多賀太さん (関西大学文学部教授)	ぐんま男女共同参画センター	72人



ほめて育てるコミュニケーション講座



『結婚』と男女共同参画講演会



会場の様子

② 12市男女共同参画担当者情報交換会

県と12市における男女共同参画に関する情報の共有を主な目的として情報交換会を開催しました。
 (対象：12市の男女共同参画担当者・県担当者、期日：7月7日(金)・2月22日(木)、会場：ぐんま男女共同参画センター)

(12) 女性のチャレンジ支援事業（ぐんま男女共同参画センター）

① 女子高校生理工学系進路選択支援事業「リコ・チャレ・ぐんま2017」

女性の進出が少ない理工系分野の進路選択の魅力について、女子高校生やそのその保護者に伝える取り組みを県内の大学や企業の協力を得て実施しました。(29年度対象校：県立館林女子高校)

期日	内容(テーマ)	講師	会場	参加人数
8月 3日(木)	企業見学と女性技術者との交流	(株)シーエスラボ社員	(株)シーエスラボ館林工場	生徒 14人
9月12日(火)	講演会/理工系女子の活躍最前線	板橋英之さん (群馬大学大学院理工学府教授)	館林市三の丸芸術ホール	保護者 112人 生徒 239人
10月21日(土)	講義と実験/渡良瀬の銅を調べよう!	板橋英之さん (群馬大学大学院理工学府教授)	県立館林女子高校	生徒 18人



企業訪問の様子



保護者向け講演会



板橋教授による講義と実験

② キャリア形成支援事業「女性のためのハッピーキャリアセミナー」

女性のキャリア(スキル)アップのための参加型セミナー。ワークショップで得る「気づき」を次の自分のステップアップにつなげるセミナーを渋川市と共同で開催しました。

期日	内容	講師	会場	参加人数
9月 2日(土)	講義とワークショップ/コミュニケーション編	安齋徹さん (群馬県立女子大学教授)	北橋公民館	14人
11月12日(日)	講義とワークショップ/クリエイティブ編		渋川ほっとプラザ	14人



ワークショップ(コミュニケーション編)



ワークショップ(クリエイティブ編)



安齋徹講師

③ 「とらいあんぐるんサロン」女性の交流・ネットワーク構築

起業等のキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援するため、講義やワークショップと交流会を開催しました。(会場：ぐんま男女共同参画センター)

期日	内容(テーマ)	講師	参加人数
8月19日(土)	講義とワークショップ/ちょいなか流 小さく楽しい創業のススメ Part 2	矢口真紀さん (choinaca代表・プランナー)	20人
10月14日(土)	意見交換会・交流会/夢を持つ女性のための交・流・会～創めの一歩～ 日本政策金融公庫前橋支店と共催	進行役・田村善隆さん (日本政策金融公庫前橋支店長)	17人
2月24日(土)	講義/世界一優しいヘッドスカーフ～ピンチをチャンスに変える方法教えます～、交流会	角田真住さん (合同会社Armonia代表)	13人
各日	個別相談会(希望者)	各日講師	7人



矢口真紀講師



意見交換会・交流会の様子



角田真住講師

(13) 男性参画プロジェクト（ぐんま男女共同参画センター）

① 男性のワークライフバランスセミナー（家庭参画）

男性の「育児参画」と「仕事と子育ての両立」を促進するとともに、「イクメン」を切り口に男女共同参画を考えてもらうことを目的とした講座を伊勢崎市と共同で開催しました。（対象：男性、会場：伊勢崎まゆドーム）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
12月 3日(日)	講演会／パパの働き方が社会を変える！ 実習／親子で楽しむバルーンアート教室	吉田大樹さん (NPO法人グリーンパパプロジェクト代表)ほかスタッフ	17組 42人



吉田大樹講師



バルーンアート教室



会場の様子

② 男性のワークライフバランスセミナー（介護）

「仕事と介護の両立」をテーマに、これからの男性の介護について考え、学ぶことを目的としたセミナーを開催しました。（対象：男性、会場：ぐんま男女共同参画センター）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
10月15日(日)	講義／介護離職を考える前に知っておきたいこと～家族が認知症かな？と思ったときに～	神山智子さん (県地域包括ケア推進室認知症専門官)	15人



神山智子講師



講義

(14) 人材育成事業（ぐんま男女共同参画センター）

① とらいあんぐるん防災基礎講座

防災・減災に対する基礎的な知識と心構えを学ぶとともに災害対応時には男女両方の視点が必要であることを知っていただくための講座を桐生市と共同で開催しました。（会場：桐生市市民文化会館）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
9月16日(土)	講義①／自分たちの地域は自分たちで守る 講義②／未来につなぐ防災：男女共同参画の視点から 演習／自治会長ゲーム（コミュニケーションゲーム）	①赤羽潤子さん （日本防災士会群馬県支部副支部長） ②小林良江さん （県立女子大学教授）	51人



赤羽潤子講師



小林良江教授



自治会長ゲームの様子

② 男女共同参画実践講座

講義や演習、男女両方の視点を活かしたワークをとおして、身の回りにおける実践活動のポイントを学ぶ講座を開催しました。（参加者：延べ26人、会場：ぐんま男女共同参画センター）

期日	内容（テーマ）	講師	参加人数
1月21日(日)	講演会／『結婚』と男女共同参画－男女がともに輝ける社会へ－ ※【協働事業】県地域婦人団体連合会「『結婚』と男女共同参画」の聴講	多賀太さん （関西大学文学部教授）	9人
2月2日(金)	講義／世界の中の日本～日本の男女共同参画は、進んでる？遅れてる？～ グループワーク／新聞から視点を持って記事を拾おう	石崎裕子さん （跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授）	6人
2月15日(木)	講義／日本の中の群馬県～群馬県の男女共同参画はどうなんだろう？～ ワーク／視点を活かして、〇〇を作ろう	センタースタッフ	6人
3月1日(木)	講義／身の周りのできる男女共同参画～ここにも男女共同参画が～ ワーク／〇〇家作戦会議	センタースタッフ	5人



石崎裕子講師



講座の様子



ワークの様子

(15) 調査・研究事業「男女共同参画データブック」(ぐんま男女共同参画センター)

男女間における意識の偏り、格差や差別の現状などの把握を目的として、平成23年度にセンター利用団体との協働事業により「男女共同参画データブック」を作成しました。このデータブックでは、群馬県の政策・方針決定過程への女性の参画や、就業分野における男女協働参画など、9つの分野における統計データを男女共同参画の視点から収集しています。

平成29年度は、データの更新作業を実施し、県ホームページやセンター図書コーナーへ配架し周知を図りました。

(16) 情報収集と提供(ぐんま男女共同参画センター)

① センター通信「とらいあんぐるん」の発行

センターで主催する事業や、男女共同参画を目指して活躍する人を紹介する広報紙を発行しました。

- ・発行：年4回、計12,500部
- ・規格：A4版4ページ、オールカラー
- ・配布先：市町村、地元自治会、センター登録団体、県女性団体連絡協議会加盟団体、県男女共同参画推進委員、センター運営委員、センター広報サポーター、各都道府県男女共同参画センター、県関係機関、県立病院 ほか



② 資料の収集と提供

男女共同参画に係る資料(図書・行政資料・雑誌・映像資料等)を収集し、貸出しを行いました。(蔵書数：2,679点)

③ 交流コーナー企画展示

「交流コーナー」において、男女共同参画に係る企画展示を実施しました。

(17) 相談事業（ぐんま男女共同参画センター）

女性のための男女共同参画相談事業（とらいあんぐるん相談室）として、女性が生活の中で抱える不安や悩み（家族間の役割や協力関係、女性の自立や能力発揮、性差に関する悩み等）について、専門の相談員が電話による相談を中心に対応しました。

- ・相談日・時間 火～金 9：00～12：00、13：00～16：00
土・日 9：00～12：00
- ・相談件数 1,252件

(18) 貸室事業（ぐんま男女共同参画センター）

男女共同参画社会の形成に向けた活動を行う団体等に活動の場を提供しました。

- ・利用状況（延べ） 842団体、19,170人

(19) 子ども・子育て支援新制度の推進（子育て・青少年課）

地域社会全体で子育てを応援していくため、地域の特性に応じた市町村の取り組みを、制度面・財政面から支援する子ども・子育て支援新制度を推進しています。

市町村が実施する、子育てに関する総合的な窓口を設置して、各家庭のニーズに合った相談等を行う「利用者支援事業」、昼間保護者が家庭にいない小学生を、放課後に小学校の余裕教室や児童館等で預かる「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ【学童保育】）」、保育所等に乳幼児や保護者が交流する場を設け、子育ての相談も行う「地域子育て支援拠点事業」など、子ども・子育て支援法に位置づけられた13の事業について補助します。この結果、放課後児童クラブは、前年度比で17カ所増え、29年度は34市町村で480カ所となりました。（中核市含む）

(20) ぐんま食育応援企業登録制度（保健予防課）

社会資源として「企業」を活用した食育を推進するため、平成23年度から県民の食育を応援する企業を登録しており、昨年度は6の企業・団体を新規に登録しました（平成29年度末時点：128企業）。

また、食育応援企業と連携し、下記のイベントを開催しました。

「健康フェスタ2017～夏休み食育まつり～」

日時：平成29年8月2日（水）10：00～15：30

場所：イオンモール高崎 1階セントラルコート（高崎市棟高町1400）

(21) 生活習慣病対策事業（保健予防課）

生活習慣病の発症予防、重症化予防のため、保健医療従事者研修を実施しました。

また、無関心層への周知・啓発のため商業施設等での県民向け健康イベントを開催しました。併せて、県民が自ら生活習慣病等を予防し、健康寿命を延伸することができる具体的な行動を示した「ぐんま元気の5か条」を普及啓発しました。

(22) 女性農業者活動支援事業（農業構造政策課）

農業・農村が一層発展していくためには、男女がともに協力し、個々の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

そこで、農業に携わる関係者がともに集い、能力と意識の向上を図るためにフェスティバルを開催し、農業の振興や魅力ある地域づくりの手助けとなるよう実施しました。

- ・名称：ぐんま農村男女（とも）に輝くフェスティバル
- ・期日：平成30年1月16日（火）
- ・主催：群馬県、ぐんま農村女性会議
- ・テーマ：「かなえよう！ぐんま女性！さらなるチャレンジ ～心ひとつに次世代へ～」

・内容：【事例発表】

◆『アグリレディースネットワークぐんまの活動紹介 ～私達が 次代に繋げられること～』
アグリレディースネットワークぐんま 会長 下山 厚子 氏

◆『新規就農6年ー里山の魅力を活かした農園を目指して』
KimidoriFarm&Kitchen 代表 平形 清人 氏

【講演】

◆『農業・農村に新たな活力を生み出すために 挑戦！
～栃木県農村女性会議の取組、女性農業委員の会へと発展、そして未来へと繋ぐ～』

栃木県農村女性会議 会 長 鯉沼 玲子 氏

〃 副会長 猪野 正子 氏

とちぎ女性農業委員の会 前会長 舟本 幸美 氏

・参集者：ぐんま農村女性会議加盟団体会員、農業経営士、青年農業士、農業委員、農業者、市町村
・県関係者等（452名）

なお、本フェスティバルのほか各農業事務所において農業・農村における女性の経営参画、社会参画の促進に向け、啓発研修、能力向上研修等を実施しました。



事例発表の様子

(23) ジョブカフェ・マザーズ（女性の再就職相談窓口）（労働政策課）

ジョブカフェ・マザーズは、子育て世代を中心とする女性の再就職を総合的に応援するため、平成24年4月に県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）高崎センター内に開設しました。

ジョブカフェ・マザーズでは、職業紹介に加え、保育情報や生活支援情報の提供、カウンセリング、再就職支援セミナー、利用者のニーズに即した求人開拓等、利用者の希望が実現できるようきめ細かな支援を実施しています。子ども連れでも安心して相談していただくため、ジョブカフェ・マザーズ内にキッズコーナーを設置しています。

また、「出張ジョブカフェ・マザーズセミナー」として、県内市町と連携し、県内13地域において就職に役立つセミナーを開催しました。

○ジョブカフェ・マザーズ

・開館時間 月～土曜日 9時～18時
(祝日・年末年始除く)

・電話番号 027-330-4510

・利用状況（平成29年度）

利用者（カウンセリング実施者） 803名

就職決定者 80名



ジョブカフェ・マザーズ相談状況

(24) ぐんまのイクボス養成塾（労働政策課）

従業員や部下の仕事と生活の両立に理解のある「イクボス」を養成するため、従業員の働き方の見直しの必要性と実践方法等を学ぶ研修会や企業の取組事例を紹介する講演会等を開催しました。

○開催実績

講演会型：1回、102名参加

ワークショップ型：2回、41名参加

(25) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度（労働政策課）

育児休業制度に加え、介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、働きやすい職場環境づくりを後押しするとともに企業の活性化を図り、県経済に活力を与えることを目的としています。

(1) 実施内容

①育児・介護と仕事の両立や女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に先導的に取り組む企業を応援

- ・育児休業に関する就業規則、社内規則を定め、育児休業制度等をはじめとする両立支援、職場における女性の登用・活躍推進、従業員の家庭教育の取組の実施を宣言した県内事業所について、認証書を交付（ベーシック認証）。介護休業制度の整備、男女共同参画推進員の設置や女性活躍やワーク・ライフ・バランスについての取組実績が上がっているなどの要件を満たした事業所には、ゴールド認証を交付。

②認証企業への県独自の支援の実施

- ・ホームページ等への公表による企業のイメージアップ、表彰の実施
- ・両立支援の推進や意識啓発に関する情報提供の実施
- ・入札参加資格審査で加点の優遇措置 等

(2) 認証企業数

- ・平成30年3月31日現在の認定企業数：877事業所

(26) 働き方改革アドバイザー認定（労働政策課）

各企業における働きやすい職場環境づくりの取組を後押しするため、社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定しています。

○認定者数 173名（平成30年3月31日現在）

(27) 女性リーダー交流会（労働政策課）

女性管理職の増加を促進するため、管理職や管理職候補の女性を対象に、管理職に求められるコミュニケーションスキル等に関する研修会や参加者同士の交流会を開催しました。

○開催実績 1回、48名参加

(28) 人権教育の推進（生涯学習課）

群馬県人権教育充実指針に基づいて、男女の平等や男女共同参画を推進するための重要課題である「女性」に関する学習をはじめとする11の課題について、市町村職員、社会教育団体関係者、PTA関係者等を対象に人権教育指導者研修会等を実施しました。

○平成29年度の実績

- ・県主催による地区別人権教育指導者研修会（5教育事務所で計9回実施 942人参加）
- ・市町村主催による人権教育指導者研修会等

（34市町村で延べ1,267回実施 そのうち男女共同参画に関する学習は20市町村で延べ106回実施）

2 群馬県男女共同参画基本計画(第4次)の数値目標達成状況

群馬県男女共同参画基本計画(第4次)(計画期間:平成28年度から平成32年度)では、「男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を基本理念に掲げ、今後取り組むべき重要課題を踏まえ、基本理念を達成するための基本的な施策目標を32項目(実項目:29項目)設定するとともに、計画の推進状況を把握するための数値目標を設定しました。

平成29年度の達成状況は、下表のとおりです。

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度※1	数値
県の審議会等への女性の参画率	H26	36.5%	H30	38.3%	51.4%	H32	40%以上※2
県内の管理的職業従事者に占める女性の割合	H24	11.8%	H29	16.2%	-	H31	15.0%

基本目標2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

項目	基準値		最新値		達成度	目標値		
	年度	数値	年度	数値	※	年度※3	数値	
残業が多いと感じている人の割合	H25	16.8%	H25	16.8%	-	H31	10.0%	
職場で男女間の差別がないと感じる人の割合	H26	16.6%	H26	16.6%	-	H32	50.0%	
女性の有業率	生産年齢人口(15~64歳)	H24	66.3%	H29	69.8%	-	H31	73.0%
	25~44歳の育児をしている女性	H24	61.9%	H29	71.0%	-	H31	73.0%
女性の正規職員・従業員の割合	H24	42.0%	H29	40.8%	-	H31	50.0%	
男性従業員の育児休業取得実績があった事業所割合	H26	5.1%	H26	5.1%	-	H32	10.0%	
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	H26	23.5%	H26	23.5%	-	H32	44.5%	
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	H26	19.8%	H26	19.8%	-	H32	50%以上	

基本目標3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

項目	基準値		最新値		達成度	目標値		
	年度	数値	年度	数値	※	年度※4	数値	
女性の有業率	生産年齢人口(15~64歳)(再掲)	H24	66.3%	H29	69.8%	-	H31	73.0%
	25~44歳の育児をしている女性(再掲)	H24	61.9%	H29	71.0%	-	H31	73.0%

基本目標4 地域、農山村における男女共同参画の推進

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度※5	数値
自治会長に占める女性の割合	H26	0.3%	H29	0.8%	29.4%	H32	2.0%以上
家族経営協定締結農家数	H26	1,995戸	H29	2,055戸	38.7%	H31	2,150戸
女性認定農業者数(女性単独+夫婦・親子等)	H26	160件	H29	213件	132.5%	H31	200件

基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度	数値
配偶者暴力相談支援センター数	H27	4か所	H29	6か所	40.0%	H32	9か所
DV等の被害者支援相談窓口を「いづれも知らない」人の割合	H26	20.5%	H29	9.7%	-	H32	0%

基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

項目	基準値		最新値		達成度	目標値		
	年度	数値	年度	数値	※	年度※6	数値	
特定健康診査の実施率	H22	44.0%	H27	49.0%	19.2%	H32	70.0%以上	
がん検診受診率	乳がん	H25	42.8%	H28	43.3%	6.9%	H31	50.0%
	子宮がん	H25	41.5%	H28	43.1%	18.8%	H31	50.0%

基本目標7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困窮者への対応

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度※7	数値
母子家庭等就業・自立支援センター事業就業相談件数(中核市除く)	H26	72件	H29	114件	323.1%	H32	85件
人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付数	H26	90件	H29	101件	36.7%	H29	120件

基本目標8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度	数値
「男女共同参画社会」の認知度	H26	41.3%	H26	41.3%	-	H32	100.0%
男女の地位の平等感(社会全体)	H26	14.1%	H26	14.1%	-	H32	50.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない県民の割合	H26	65.7%	H26	65.7%	-	H32	80.0%

基本目標9 子育て環境の整備

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度※8	数値
放課後児童クラブ待機児童数	H27	80人	H29	66人	17.5%	H32	0人
子ども・子育てに関する総合窓口設置数	H26	2か所	H29	31か所	96.7%	H31	32か所
病児保育年間延べ利用人数	H27	3,989人	H29	4,566人	5.2%	H32	15,000人

基本目標10 教育・学習の充実

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度	数値
「男女共同参画社会」の認知度(再掲)	H26	41.3%	H26	41.3%	-	H32	100.0%
ぐんま男女共同参画センターの認知度	H26	16.7%	H26	16.7%	-	H32	40.0%
産業技術専門校の女性入学割合	H26	6.2%	H29	12.5%	45.7%	H32	20.0%

基本目標11 防災分野における取組の推進

項目	基準値		最新値		達成度	目標値	
	年度	数値	年度	数値	※	年度	数値
女性のいない市町村防災会議の割合	H26	57.1%	H29	28.6%	49.9%	H32	0%

※達成度=(最新値-基準値)/(目標値-基準値)

※1、3~8 他の計画等に基づく目標の場合は、その計画等における目標年度を記載しており、各計画等の改定時に目標値及び目標年度を見直す

※2 構成員の男女比については均衡を要する

3 群馬県男女共同参画基本計画(第4次)の参考指標の現況

群馬県男女共同参画基本計画(第4次)の基本目標に関連して、男女共同参画社会形成の状況を把握するため、参考指標を35項目設定しました。
最新値は、次のとおりです。

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項目	現状値(計画策定時)		最新値		
	年度	数値	年度	数値	
県職員(教職員除く)の管理職に占める女性の割合	H27	8.0%	H30	8.7%	
公立学校の教頭以上に占める女性の割合	小学校	H27	20.3%	H30	23.5%
	中学校	H27	5.6%	H30	5.5%
	高等学校	H27	6.7%	H30	11.6%

基本目標2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
県職員の男性の育児休業等の取得率	H26	3.13%	H29	9.41%
男女共同参画推進員の設置	H26	420事業所	H29	499事業所
セクシュアル・ハラスメントの相談件数	H26	205件	H29	123件
マタニティ・ハラスメントの相談件数(※1)	H26	72件	H29	135件
群馬県いきいきGカンパニー認証制度認証事業所数	H27	1,686事業所	H29	877事業所

※1 男女雇用機会均等法に基づく相談件数

基本目標3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
女性起業セミナー受講者数	H26	33人	H28	28人
創業者・再チャレンジ資金融資数(女性枠)	H27	18件	H29	17件

基本目標4 地域、農山村における男女共同参画の推進

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
ぐんま男女共同参画センター登録団体施設利用数	H26	205回	H29	166回
NPO・ボランティアサロンぐんま利用者数	H26	9,272人	H29	5,305人
農村生活アドバイザー数	H26	148人	H29	134人

基本目標5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
DV計画策定市町村数	H26	12市町村	H29	13市町村
DV被害相談件数	H26	2,933件	H29	2,845件
性暴力被害者サポートセンター相談件数	H27	451件	H29	503件

基本目標6 生涯を通じた健康づくりの推進

項目	現状値(計画策定時)		最新値		
	年度	数値	年度	数値	
保健福祉事務所におけるHIV抗体検査件数	H26	1,524件	H29	817件	
不妊専門相談センター相談件数	H26	124件	H29	137件	
性・命・エイズ講演会開催率	小学校	H26	73.8%	H29	84.4%
	中学校	H26	68.1%	H29	83.2%
	高等学校	H26	98.6%	H29	97.1%

基本目標7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
生活困窮者自立相談支援事業による新規相談受付件数	H26	55件	H29	165件

基本目標8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
男女共同参画基本計画策定市町村数	H26	13市町村	H29	14市町村
ぐんま女性活躍大応援団の登録団体数	H27	176件	H29	260件

基本目標9 子育て環境の整備

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
ぐーちよきパスポート協賛店舗登録数	H26	5,044店	H29	5,601店
ファミリー・サポート・センター利用者数	H26	23,415人	H29	24,656人
認定こども園設置数	H27	68園	H30	206園

基本目標10 教育・学習の充実

項目	現状値(計画策定時)		最新値		
	年度	数値	年度	数値	
ぐんま男女共同参画センター主催講座参加者数	H26	737人	H29	430人	
人権教育年間指導計画の見直し、改善を実施している学校の割合	小学校	H26	88.0%	H29	95.8%
	中学校	H26	87.0%	H29	96.3%
	高校	H26	94.0%	H29	96.6%
	特別支援学校	H26	95.0%	H29	96.0%

基本目標11 防災分野における取組の推進

項目	現状値(計画策定時)		最新値	
	年度	数値	年度	数値
県内の女性消防団員数	H27	83人	H29	128人
県内の女性消防吏員数	H27	54人	H30	76人

4 平成29年度男女共同参画施策事業一覧

「*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「※」は、ぐんま男女共同参画センター実施事業 予算額は、4-(1)センター運営に含む

(1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	0	継続	審議会等への女性委員の登用を推進した。(40%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進めた。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	0	継続	「群馬県における人材育成の考え方」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進した。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(2)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施した。調査時点 3月1日
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	0	継続	平成33年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を10%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進した。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(2-(2)再掲)	350	7	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図った。

(2) 女性の人材育成と情報の提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	女性人材データバンクの設置	0	0	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進した。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま女性ネットワーク会議	125	115	継続	各分野で活躍する女性を構成員とした会議を設置し、男性にとつての男女共同参画会議と連携し、「固定的性別役割分担意識」を解消するための若年層向けの啓発資料作成を行った。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま輝く女性表彰	76	26	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとつての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	〜とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(3-(2)再掲)	165	162	継続	起業等のキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援した。

2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

(1) 男性中心型の働き方等の改革の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(3))	248	178	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。また、県内大学の学生で組織する「ぐんま学生会議」を設置し、各大学の特色を活かした各界のロールモデルの発掘・発信を行った。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男性のワークライフバランスセミナー(家庭参画・介護)(2-(3)再掲)	※	※	継続	「仕事と家庭の両立」・「仕事と介護の両立」などについて学び、ワークライフバランスを考えるセミナーを開催した。
こども未来部	こども政策課	両立支援セミナー(2-(3)再掲)	0	0	休廃止	子育て中の夫、妻、独身者を含むこれから子育てをむかえる企業の従業員等を対象に、直接企業等に出向いて、妊娠・出産や子育てに関する基礎講座や意見交換会、子育ての模擬体験等を内容とするセミナーを開催する。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(2-(3)再掲)	839	319	継続	企業のトップや管理職向けに、部下のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施した。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(2-(3)再掲)	603	145	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-(3)再掲)	437	115	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しした。

(2) 働く場における女性の活躍(男女共同参画)の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(1)、2-(3)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー(2-(3)再掲)	※	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催した。
環境森林部	林業振興課	ぐんま森林・林業ツアー(女子学生編)	345	306	継続	女性の林業就業を促進するため、首都圏近郊の森林・林業を専攻する女子学生を対象とした林業現場の見学・体験ツアーを実施した。
産業経済部	労働政策課	ジョブカフェ・マザーズ	10,101	9,049	継続	子育て中の女性を中心とした就業を希望する女性等のニーズに即した求人開拓、カウンセリング、企業とのマッチングなど働く女性に係る分野横断的ワンストップ相談を実施した。
産業経済部	労働政策課	働く女性支援連携	3,563	2,957	継続	国、市町村と連携し、各機関の強みを活かして、就職を希望する女性を対象としたセミナー(13箇所)及び合同企業説明会(1回)等を県内各地域で開催した。また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画策定促進のため、市町村担当者向け説明会を開催した。
産業経済部	労働政策課	働く女性に関する法令の普及・啓発	0	0	継続	職場における男女の機会均等やセクハラ、マタハラ等の防止、職業生活における女性の活躍推進に係る各法令等について、国と連携して普及・啓発を図った。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(1-(1)再掲)	350	7	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図った。

(3) 仕事と生活の調和の実現

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	特定事業主行動計画(第3期計画)	0	0	継続	平成26年度に策定した第3期計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、環境整備への取組を推進した。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(1)、2-(2)再掲)	0	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進した。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(1)再掲)	248	178	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援した。また、県内大学の学生で組織する「ぐんま学生会議」を設置し、各大学の特色を活かした各界のロールモデルの発掘・発信を行った。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男性にとっての男女共同参画会議	33	2	継続	男女共同参画に関心のある男性を構成員とした会議を設置し、ぐんま女性ネットワーク会議と連携し、「固定的性別役割分担意識」を解消するための若年層向けの啓発資料作成を行った。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー(2-(2)再掲)	※	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のスキルアップを支援する研修を開催した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室(8-(1)再掲)	※	※	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男性のワークライフバランスセミナー(家庭参画・介護)(2-(1)再掲)	※	※	継続	「仕事と家庭の両立」「仕事と介護の両立」などについて学び、ワークライフバランスを考えるセミナーを開催した。
こども未来部	こども政策課	両立支援セミナー(2-(3)再掲)	0	0	休止	子育て中の夫、妻、独身者を含むこれから子育てをむかえる企業の従業員等を対象に、直接企業等に出向いて、妊娠・出産や子育てに関する基礎講座や意見交換会、子育ての模擬体験等を内容とするセミナーを開催する。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	111,176	109,120	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院設置者に対して補助金を交付した。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,317	23,317	継続	看護師等についての無料職業紹介、就労環境の改善に向けた研修、看護師等に対する看護についての知識及び技能に関する研修等を行った。
健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	2,061	284	継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行った。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	16,600	12,761	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポーターバンクの運営事業に対して補助した。
健康福祉部	保健予防課	ぐんま食育応援企業登録制度	40	36	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらった。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(2-(1)再掲)	839	319	継続	企業のトップや管理職向けに、部下のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施した。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(2-(1)再掲)	603	145	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進した。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-(1)再掲)	437	115	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しした。
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0	0	継続	女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けるために、短時間勤務やテレワークの導入等、柔軟で多様な働き方について、国等と連携しながら普及・啓発を図った。
産業経済部	産業人材育成課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	13,104	4,373	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施した。

産業経済部	商政課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(3-2)再掲)	*	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げた。 ・融資限度額 15,000千円 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
-------	-----	-------------------------------------	---	---	----	---

3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

(1) 職域拡大の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(10-(3)再掲)	※	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会を開催した。
産業経済部	労働政策課	女性の職域拡大	0	0	継続	「ジョブカフェ・マザーズ」において、女性の活躍推進に取り組む企業と就業を希望する女性のマッチングを支援し、女性の職域拡大を図った。
産業経済部	産業人材育成課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(10-(3)再掲)	0	0	継続	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進した。
県土整備部	建設企画課	女性建設技術者の働く環境整備事業	405	400	継続	若手・女性が働きやすい職場環境の整備に向けて理解を深めてもらうためのセミナーを開催した。

(2) 起業等への支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	～とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(1-(2)再掲)	165	162	継続	起業等のキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援した。
産業経済部	商政課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(2-(3)再掲)	*	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げた。 ・融資限度額 15,000千円 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
産業経済部	商政課	女性創業者創出ミーティング	72	92	継続	女性の創業意欲を高めるため、女性創業者と対話交流する機会を設けた。
産業経済部	商政課	女性のための起業入門セミナー	0	0	休廃止	女性目線でのマーケティング、事業計画等を学ぶセミナーを実施した。

4 地域、農山村における男女共同参画の推進

(1) 地域活性化の取組、県民との協働の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
企画部	地域政策課	地域づくりネットワーク推進	2,310	2,298	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を図った。
生活文化スポーツ部	県民生活課	NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	5,800	5,798	継続	NPOやボランティアに関する相談、情報収集・提供、施設・設備の提供等を通じてNPOやボランティア団体等の支援を行った。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	20,412	19,178	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営と各種事業の実施を行った。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	※	※	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援した。
環境森林部	環境政策課	美しい郷土を守る県民大作戦	54	36	継続	春の環境美化月間(5～6月)県、市町村、団体等が環境美化活動を実施した。 秋の環境美化月間(9月～10月)市町村、団体等が環境美化活動を実施した。

(2) 農業・農村活性化と農村女性の経済的地位向上、環境の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	決算額(千円)	実施区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	443	404	継続	女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定した。また、認定者を対象に研修会等を開催し、その資質向上を図った。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	2,771	2,298	継続	農業・農村における男女共同参画を推進するため、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援し、各種方針決定の場に参画する人材の育成を図った。また、地域で活躍する女性農業者の取り組みを紹介する冊子や動画を作成した。
農政部	農業構造政策課	はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業	66,000	62,959	継続	本県農業の構造改革を加速化するため、認定農業者、新規就農者、企業参入など意欲ある担い手への支援を行った。 ※決算額は、H28繰越し予算を含み、H30繰越し予算を除く。

5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力の予防と根絶するための環境づくり

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	消費生活課	女性向け防犯意識 向上対策(5-(3)再 掲)	281	167	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が増加する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	ぐんまDV対策基本 計画(第3次)の推 進	0	0	継続	ぐんまDV対策推進計画(第3次)(H26~H30)の重点施策の目標達成のため積極的な 推進を図った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	DV防止啓発広報・ 啓発活動	1,271	710	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	中学・高校・大学等 へのDV防止啓発講 師派遣事業	540	346	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学等へ講師を派遣 し、デートDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、デートDVに係る研修を 実施した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	女性に対する暴力 をなくす運動	0	0	継続	県HPIによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内 においてDV防止啓発CMを放映し、県民に周知し、理解を深めた。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対 策支援事業(7-(2) 再掲)	4,577	3,508	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議 の開催、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を 実施した。
警察本部	生活安全部子 ども・女性安全 対策課	子どもや女性を性 犯罪等の被害から 守るための対策(5- (3)、9-(3)再掲)	72	19	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報 の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、 重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。

(2) 配偶者等からの暴力被害者支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	女性相談所・女性 相談センターの運 営	55,717	52,523	継続	女性相談所において、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しな がらDV被害者等の自立のための支援を行った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	一時保護施設の運 営	4,107	2,910	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、婦人保護施設 又は関係機関への入所までの期間、必要な生活指導や自立支援を行った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	三山寮の運営	2,939	2,567	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、生活指導、就労指導、住居 の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を 図った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	女性に対する暴力 被害者支援機関 ネットワーク	0	0	継続	暴力被害者支援関係機関の相互協力と連携を推進した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	DV被害者等総合支 援事業	1,900	1,314	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費を助成するほか、 被害者の保護及び自立支援活動に係る同行支援経費の補助を行った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	DV被害者等地域生 活定着支援事業	1,927	1,904	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、 地域生活に定着するための支援を実施した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居 (5-(3)、7-(1)再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
警察本部	生活安全部子 ども・女性安全 対策課	配偶者からの暴力 事案に対する指導・ 取締り及び被害者 の保護対策	21	0	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めたほ か、配偶者暴力防止法に基づく保護命令への対応や援助措置等の対応や関係機関と の情報共有を図り、被害者の安全と平穏な生活を確保した。

(3) 性暴力・ストーカー行為・人身取引等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	消費生活課	女性向け防犯意識 向上対策(5-(1)再 掲)	281	167	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が増加する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	犯罪被害者等支援	4,980	4,455	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパーバイザー(臨床心理士等)招聘、 県民理解のための啓発活動を実施した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	性犯罪・性暴力被害 者ワンストップ支援 センター運営	14,363	10,062	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サ ポートセンターを運営した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居 (5-(2)、7-(1)再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
警察本部	警務部広報広 聴課	犯罪被害者支援の ための広報推進	706	554	継続	性犯罪被害者等に対し、ポスターやリーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹 介したほか、講演会等を開催して、犯罪被害者支援の重要性と必要性を訴え、「社会全 体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくり」の気運の醸成 を図った。
警察本部	生活安全部子 ども・女性安全 対策課	ストーカー行為に対 する指導・取締り及 び被害者の保護対 策	2,338	821	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行 為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置により危害の発生や拡大を防 ぎ、被害者の安全と平穏な生活を確保した。
警察本部	生活安全部子 ども・女性安全 対策課	子どもや女性を性 犯罪等の被害から 守るための対策(5- (1)、9-(3)再掲)	72	19	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集、分析や これまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を体得させるた め、子供や女性を対象とした防犯講話や護身術指導教室等を積極的に開催した。
警察本部	生活安全部生 活環境課	人身取引事犯対策	0	0	継続	入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被 害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進した。

6 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた健康支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	虐待予防対策	0	0	休廃止	育児不安のある親や発達に遅れがみられる児等の保護者を対象とした相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防ぐ。 ※女性健康支援センター事業と統合
こども未来部	児童福祉課	先天性代謝異常等検査	49,387	46,199	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期治療が有効な19疾患について検査を行うとともに、検査の結果、要観察や要治療となった児については小児医療センターが中心となって事後フォローを行った。
こども未来部	児童福祉課	不妊専門相談センター事業	1,882	1,800	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬県健康づくり財団内に設置した不妊専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行った。
こども未来部	児童福祉課	特定不妊治療費助成事業	264,097	199,455	継続	高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成した。
こども未来部	児童福祉課	女性健康支援センター事業	2,500	2,268	継続	産後うつや育児不安のある保護者を対象に精神科医等による面接相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防いだ。また、思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み、予期しない妊娠等、女性のこころと身体の悩みについて相談対応し、生涯を通じた女性の健康づくりを推進した。
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	168,028	121,409	継続	周産期医療体制の整備を図るため、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催するとともに周産期医療情報システムの運営を行った。
健康福祉部	保健予防課	生活習慣病予防対策	120,742	101,033	継続	糖尿病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行った。
健康福祉部	保健予防課	女性特有のがん対策推進	1,523	1,279	継続	乳がん検診及び子宮頸がん検診等の環境整備(マンモグラフィ技術講習会、啓発普及等)を実施した。

(2) 性に関する適切な知識の普及及び啓発活動の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
健康福祉部	保健予防課	エイズ予防啓発事業	2,193	1,498	継続	一般県民に街頭や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行った。
健康福祉部	保健予防課	特定感染症等検査事業	6,766	5,914	継続	HIV等感染者の早期発見を図るため、県内各保健福祉事務所にHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施した。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	49	11	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図った。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	280	218	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てた。

7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

(1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	児童扶養手当	1,107,498	898,821	継続	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図った。
こども未来部	児童福祉課	母子・父子自立支援	18,330	17,842	継続	母子家庭の母等に対し、母子・父子自立支援員を中心とした総合的な自立支援策を講じ、母子父子寡婦福祉の増進を図った。
こども未来部	児童福祉課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	3,140	3,097	継続	就労による自立を目指す母子家庭の母等に対する相談員による就業相談、養育費相談、就業支援講習会の開催等により自立を支援した。
こども未来部	児童福祉課	母子家庭自立支援給付	56,182	16,348	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得及び資格取得を目指す場合に、教育訓練費等を支給した。
健康福祉部	国保援護課	福祉医療費(母(父)子家庭等)補助制度	706,241	645,698	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	産業人材育成課	母子家庭の母等の職業的自立促進	*	*	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施した。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-2)、5-3(再掲)	0	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高めた。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合には家賃を減免した。

(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備の促進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	人権男女・多 文化共生課	メディカルインター プリター養成・研修事 業	491	455	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国籍住民等を支援するため、医療 通訳ボランティアを養成・研修を行った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多 文化共生課	メディカルインター プリター派遣コーデ ィネート業務委託	1,079	1,064	新規	閉庁日や緊急時の申請への対応等の課題をカバーするため、H28年度まで県が実施し ていた派遣コーディネート業務を、NPO法人へ委託した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多 文化共生課	災害時外国人支援 事業	510	509	継続	災害時において、災害時要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配 慮した対応ができるようにするため、①災害時外国人通訳ボランティア養成講座、②外 国人住民が避難所を模擬体験できる訓練を実施した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多 文化共生課	性的少数者に関す る啓発	390	289	継続	性的少数者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め 合う社会づくりを推進することを目的として、講演会及び施策検討会議のほか、性的少 数者の相談に応じる相談員向け研修会を実施した。
健康福祉部	介護高齢課	介護の仕事PR	1,000	984	継続	「介護の日(11月11日)」を機に、介護についての理解と関心を喚起し、介護職等のイ メージアップと働きがいのある仕事であることの再認識を図るため、イベントを開催した。
健康福祉部	介護高齢課	児童・生徒向けパン フレットの作成	1,961	1,955	継続	将来の介護を担う小・中・高校生を対象に、介護に関する理解を深めるため、福祉教育 資料を作成し配付した。
健康福祉部	介護高齢課	介護知識・技術普及 啓発	2,849	2,539	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図った。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがい と健康づくり支援	36,826	36,214	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るた め、市町村が交付する助成額に対し補助を行った。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及 パンフレットの作成	389	133	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度見直しによる制度安定に向け、周知・ 啓発用冊子を作成。関係機関等への配布のほか、同内容を県HPに掲載した。
健康福祉部	地域包括ケア 推進室	介護予防対策推進 事業	15,060	14,000	継続	①介護予防を行う市町村の支援、②市町村担当者や介護予防従事者への研修実施、 ③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備の推進を 図った。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体 制整備補助	6,000	6,000	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合 会に対して、体制整備の支援を行った。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者住宅改造費 助成	*	27,862	継続	所得税非課税世帯で60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象 に、市町村が家屋のバリアフリー工事を併う改造費用を助成した場合に市町村補助を 行った。(在宅要援者総合支援(高齢者分)のメニュー事業)
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利 用証制度	751	634	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用でき る環境を整備した。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推 進	195	120	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進した(普及啓発、特定生活 関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活 支援センター事業	49,984	40,954	継続	県内8カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離 職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を 行った。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対 策支援事業(5-(1) 再掲)	4,577	3,508	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議 の開催、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等 を実施した。
産業経済部	労働政策課	シルバー人材セン ター事業補助	14,230	14,050	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高 齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバー人材センター及び ミニシルバー人材センター等を構成員とするシルバー人材センター連合に対し補助し た。
産業経済部	労働政策課	シニア就業支援セ ンター	13,293	11,651	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就農・起業・ボランティア等 の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業とともに、知識・技能を活かし た高齢者とその能力を必要とする企業とをマッチングさせる事業を実施した。
産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対 策	38,737	35,608	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・ 実習に結びつける。障害者雇用に係る優良事業所等の表彰・セミナーや事業主向けの 職場見学会を開催した。
産業経済部	労働政策課	障害者就労サポ ートセンター	4,204	3,871	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労 支援ネットワークの構築等を実施した。
産業経済部	産業人材育成 課	障害者能力開発	19,685	10,938	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るため、次の事業を実施した。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)
県土整備部	交通政策課	市町村乗合バス車 両購入費補助	8,135	8,056	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助した。
県土整備部	交通政策課	交通施設バリアフ リー化補助	47,975	38,848	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助した。
県土整備部	交通政策課	バス運行対策費補 助(車両償却費等)	22,390	22,388	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る 減価償却費等を補助した。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバ リアフリー対策	*	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施した。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者 への居住支援	70	70	継続	住宅セーフティネット法に基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確 保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行った。

8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

(1) 社会や家庭における制度・慣行の見直し

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	群馬県男女共同参 画推進委員会	355	231	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき「群馬県男女共同参画推進委員会」を設置し、 男女共同参画の推進に関する重要事項を審議した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	男女共同参画に関 する意見の申出の 受付	0	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき県民及び事業者からの男女共同参画に関する 施策についての意見に回答した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	市町村男女共同参 画基本計画の策定 支援	0	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行った。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	男女共同参画推進 責任者(庁内)の設 置	0	0	継続	県が実施する施策を男女共同参画の観点から点検するとともに、職場の男女共同参画 を促進するため、各所属に男女共同参画推進責任者を設置した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	ぐんま女性活躍大 応援団(8-(3))	122	11	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐ んま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性 活躍の気運を醸成した。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	とらいあんぐるんLG BT講演会	※	※	継続	性的少数者(LGBT)への理解を深めるための県民向け講演会を開催した。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	とらいあんぐるん相 談室(2-(3)再掲)	※	※	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施 した。
教育委員会	高校教育課	高校教育改革推進	36	4	継続	「高校教育改革推進計画」に基づく桐生・みどり地区県立高等学校再編整備に関し、意 見交換会等の開催、新高校の概要の策定等を行った。

(2) 広報の推進、情報の収集・整備・提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	ぐんま女性活躍推 進フォーラム	1,234	684	継続	女性活躍応援の気運醸成を目的としてフォーラムを開催した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	男女共同参画に関 する年次報告	98	86	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参 画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	人権教育・啓発の 推進(10-(2)再掲)	200	50	継続	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助した。
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	男女共同参画週間 記念事業	60	30	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画週間にちなみ女性団体 連絡協議会と共催し、男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、男女共同参画 に関する展示等を実施した。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	ぐんま男女共同参 画センター・セン ター通信の発行	※	※	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関 する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画セン ター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載した。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	ぐんま男女共同参 画センター・図書貸 出し、資料収集	※	※	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行った。

(3) 多様な主体の連携による支援体制の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化 スポーツ部	人権男女・多文 化共生課	ぐんま女性活躍大 応援団(8-(1))	122	11	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐ んま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性 活躍の気運を醸成した。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	地域連携男女共同 参画講演会(10-(2) 再掲)	0	0	休廃 止	市町村等とぐんま男女共同参画センターとの共催で、男女共同参画に関する講演会を 実施する。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	12市男女共同参画 担当者情報交換会	※	※	継続	男女共同参画の取り組みが効果的に実施できるよう、県・ぐんま男女共同参画センター と12市の担当者による意見交換を行った。
生活文化 スポーツ部	ぐんま男女共 同参画センター	男女共同参画協働 事業	※	※	継続	民間団体とぐんま男女共同参画センターとの協働で、セミナー等を実施した。

9 子育て環境の整備

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	学事法制課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	31,990	29,829	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
総務部	学事法制課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	10,200	10,075	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助した。(補助対象:学校法人)
こども未来部	こども政策課	ぐーちよきパスポート事業	588	36	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るため、ぐーちよきパスポートを配布するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけ及び子育て情報紙等に事業情報を掲載した。
こども未来部	子育て・青少年課	子ども・子育て支援整備交付金	119,848	27,835	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブの施設整備に対して補助した。
こども未来部	子育て・青少年課	子ども・子育て支援交付金	2,088,640	1,861,480	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法に定められた13の「地域こども子育て支援事業」に対して補助した。
健康福祉部	国保保護課	子どもの医療費無料制度	4,060,511	3,791,050	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、中学生以下の子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助した。
産業経済部	商政課	中小企業パワーアップ資金(職場創造支援要件)	*	*	継続	高齢者、障害者及び女性が働きやすい職場環境を整備しようとする中小企業に資金を以下の要件により融資した。 ・融資限度額 50,000千円 ・融資利率 1.7%以内(信用保証付1.3%~1.4%以内) ・融資期間 12年以内(据置期間2年以内)
産業経済部	観光物産課	ぐんまビジタートイレ認証制度	909	907	継続	誰もが安心して快適に使用することができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図った。
教育委員会	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	29,570	22,525	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行った。

(2) 児童虐待防止施策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	児童相談活動	48,991	72,967	継続	児童相談所で子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上の推進を図った。
こども未来部	児童福祉課	児童虐待防止対策の推進	59,119	55,087	継続	児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策の推進を図った。
こども未来部	児童福祉課	社会的養護の推進	2,883,596	2,905,641	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるように支援した。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	0	継続	小中学校人権教育推進協議会において児童虐待防止に関する研修を実施した。 ※人権教育推進会議の予算で対応
警察本部	生活安全部少年課	児童虐待ゼロ！プロジェクトの推進	342	391	継続	「事件対処」、児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ！プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化した。

(3) 子どもの安全の確保

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化スポーツ部	消費生活課	子ども向け防犯出前講座	2,741	2,603	継続	子ども自身の危険回避能力を高めるため、紙芝居、ロールプレイ等を活用した防犯出前講座を実施するとともに、地域安全マップづくり活動への指導員派遣等の支援を行った。
こども未来部	子育て・青少年課	青少年健全育成条例施行運営	100	93	継続	青少年健全育成条例の周知啓発を行い、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止及び青少年の健全育成を推進した。
こども未来部	子育て・青少年課	青少年健全育成審議会運営	1,412	566	継続	複雑化する青少年問題に対応するため、青少年健全育成審議会を開催し、青少年の健全育成に関する重要事項及び青少年に有害な映画、図書類、玩具類等の調査・審議を行った。
こども未来部	子育て・青少年課	新しい有害環境から子どもを守る取組推進	3,251	3,211	継続	スマートフォンなどからのインターネット利用による青少年の有害情報問題について、知識・技能を持った市民リーダーの育成とその活動を支援し、保護者や地域の大人への啓発を図り、子どもの安全・安心なインターネット利用を推進した。
健康福祉部	医務課	小児救急電話相談(#8000)	40,676	40,658	継続	子どもが急に具合が悪くなったとき、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのか等について、保健師または看護師が電話で相談に応じた。
警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-1)(3)再掲	72	19	継続	声掛け、つきまとい、乗車誘引等子供が被害者となる犯罪の前兆事象発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動により、検挙又は指導・警告を行い、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進した。
警察本部	生活安全部少年課	少年の福祉を害する犯罪の取締り及び被害防止対策の推進	120	150	継続	児童ポルノを始めとする福祉犯罪の取締りを推進するとともに、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための、広報啓発活動を推進した。

10 教育・学習の充実

(1) 学校教育における男女平等・人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	115	82	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	139	61	継続	校種別の人権教育推進協議会や区市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	380	281	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図った。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	1,200	976	継続	小中学校各1校及び総合推進地域1地域を指定するとともに、指定校等連絡協議会を開催し各学校の取組内容や実践上の成果・課題等について協議することを通して、指導方法の改善充実を図った。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	2,767	1,951	継続	各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に、指導内容・方法等の改善を図るための協議会を実施した。

(2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	人権教育・啓発の推進(8-(2)再掲)	200	50	継続	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるの大学連携講座	※	※	継続	男女共同参画社会に関する高い知識を提供するため、大学と連携し講座を開催した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画実践講座	※	※	継続	地域における男女共同参画を推進するため、実践活動のポイントを学ぶ講座を開催した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	地域連携男女共同参画講演会(8-(3)再掲)	0	0	休廃止	市町村等とぐんま男女共同参画センターとの共催で、男女共同参画に関する講演会を実施する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	1,353	1,250	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	306	203	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るための研修を実施した。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	400	400	継続	人権問題に関する啓発活動の充実に資するため、人権教育指導者養成講座を開設し、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図った。

(3) 科学技術や製造分野における取組の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
生活文化スポーツ部	文化振興課	自然史博物館の運営	251,243	239,369	継続	群馬の自然をわかりやすく学べるようにするだけでなく、利用者の学習活動を応援したり、専門的・技術的な調査研究成果の発表の場を提供した。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(3-(1)再掲)	※	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会を開催した。
産業経済部	産業人材育成課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(3-(1)再掲)	0	0	継続	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進した。
産業経済部	産業人材育成課	産業技術専門校訓練生募集	*	*	継続	ものづくりの魅力や技能・技術の面白さをPRし、女性のものづくり産業への進出を促進するために、女性向けのものづくりの魅力を伝えるイベントを実施した。
教育委員会	生涯学習課	少年科学教育推進	3,394	2,071	継続	子どもたちに体験型の学習機会を提供するため、科学展示室やプラネタリウムを運営するとともに、科学教室を開催した。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま天文台：観測研究・教育普及	19,953	20,148	継続	県民に親しまれる教育・学習施設として、学校等における学習プログラムの提供、出張講演会や天体観測会を実施した。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま昆虫の森運営	100,453	99,383	継続	自然体験学習の場として整備した昆虫の森において、自然観察会や里山体験等各種プログラムを実施した。

11 防災分野における取組の推進

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	決算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	危機管理室	県民防災塾	47	11	継続	地域社会で中心となって防災に取り組み、自主防災組織等のリーダーとして活躍できる人材の育成、発掘等を目的に、防災に関する講義、初期消火訓練、普通救命講習等の実習を内容とする県民防災塾を開催した。
総務部	危機管理室	被災地視察研修会	84	37	継続	自主防災組織の新規結成や活動の活性化、また地域防災を担う人材の育成を通じて地域防災力の向上を図るため、被災地視察研修会を開催した。
総務部	危機管理室	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、助言や指導事務を実施する。
総務部	危機管理室	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	0	0	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄している。男女のニーズの違いに配慮し、生理用品を備蓄した。
総務部	危機管理室	群馬県避難所運営ガイドラインの周知・普及推進	0	0	休廃止	市町村等の避難所運営担当職員や避難所運営に携わる方が円滑な避難所運営を行うための指針として、群馬県避難所運営ガイドラインの周知をする。
総務部	消防保安課	県婦人(女性)防火クラブ指導者育成研修会	0	0	継続	家庭や地域において火災予防や防災を目的に活動している県内の婦人(女性)防火クラブ幹事を対象に、地区の指導者として必要な知識を習得し、婦人(女性)防火クラブの健全な育成、活動の強化・促進を図るため、研修会を開催した。

生活文化スポーツ部	県民生活課	災害ボランティアネットワーク	180	180	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に迅速かつ適切に活動できる体制を整えた。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん防災基礎講座	※	※	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶための講座を開催した。

第2部 平成30年度に講じる男女共同参画の推進に関する施策

1 主要事業について

① 男女共同参画社会形成のための各種事業の推進

「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」に掲げられた重要課題や基本目標に位置づけられた男女共同参画社会の形成に向けた事業の推進を図る。

○主な実施事業

- ・男女共同参画推進員設置促進

県内事業所への男女共同参画推進員設置を促進し、事業所の男女共同参画の継続的な取組を促す。

② 審議会等における女性委員の拡大

群馬県男女共同参画基本計画（第4次）では、目標値を「40.0%以上（構成比の男女比については均衡を要する。）」とした。引き続き推進する。（H30.4.1現在38.3%）

③ 女性の活躍推進にかかる事業

あらゆる分野における女性の活躍を地域ぐるみで応援していくため、平成27年度に設置した「ぐんま女性活躍大応援団」による県民運動を引き続き展開し、県内の女性活躍をさらに推進する。

○主な実施事業

- ・ぐんま女性活躍大応援団事業（ぐんま女性活躍推進講演会、群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰）
- ・女性の能力開発・意欲向上のためのセミナー等（とらいあんぐるんサロン（女性の交流・ネットワーク構築））

④ ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）運営

本県における男女共同参画推進の拠点施設としての機能を充実させ利用促進を図る。

○開館日及び開館時間

- ・開館日 休館日を除く毎日
- ・休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は直後の平日）
- ・開館時間 火～金は、9:00～21:00、土日祝日は、9:00～17:00

○とらいあんぐるん相談室

- ・相談専用電話 027-224-5210
- ・相談時間 火～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（休館日は、相談も休み）
土・日曜日 9:00～12:00
- ・相談内容 女性からの、家族関係、キャリア形成、性差別等の相談

○主な実施事業

- ・センター通信の発行
- ・男女共同参画セミナーの開催
- ・市町村との共催事業、団体等との協働事業

⑤ DV防止啓発活動とDV被害女性等支援の実施

DVを防止するための啓発活動や、DV被害者への相談窓口の周知を図るとともに、女性相談センターの相談の実施や保護女性の自立支援を行う。

○主な実施事業

- ・ぐんまDV対策推進計画（第3次）の着実な推進
- ・中学・高校・大学へのDV防止啓発講師派遣事業
- ・DV被害者等総合支援事業補助金
- ・DV被害者等地域生活定着支援事業

○電話による相談（必要に応じて、事前予約で来所面接相談）

- ・相談専用電話 027-261-4466
- ・相談時間 平日 9:00～20:00
土日・祝日 13:00～17:00
水曜日 13:00～14:30 弁護士による電話法律相談（要事前相談）

2 平成30年度男女共同参画施策事業一覧

「*」は、予算額、決算額で男女共同参画に関する金額を分離することが困難である場合

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 「※」は、ぐんま男女共同参画センター実施事業 予算額は、4-(1)センター運営に含む
 (1) 各分野における指導的地位に占める女性の割合の増加

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	総務課	附属機関の設置及び運営指針の運用	0	継続	審議会等への女性委員の登用を推進する。(40%以上を目指す)
総務部	人事課	女性管理職の登用促進	0	継続	性別にかかわらず、人物本位の人事管理を行うとともに、将来の女性幹部登用に向けて計画的な人材育成を進める。
総務部	人事課	女性職員の能力発揮促進のための指針の運用	0	継続	「群馬県における人材育成の考え方」に基づき、女性職員が多様な経験を積み、幅広く活躍できるための人事配置をするなど、能力発揮促進のための取組を推進する。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(2)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	県各種審議会等への女性委員参画状況調査	0	継続	各種審議会への女性委員の参画状況を把握するため、県が設置しているすべての審議会等を対象に調査を実施する。調査時点 4月1日
警察本部	警務部警務課	群馬県警察男女共同参画推進計画の推進	0	継続	平成33年4月1日までに、警察官総数に占める女性警察官の割合を10%以上にするなど女性職員の採用・登用の拡大を始め、休暇取得の促進、超過勤務の縮減等働き方改革や職員が仕事と子育て、介護等を両立して活躍できるための環境整備等を推進する。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(2-(2)再掲)	282	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図る。

- (2) 女性の人材育成と情報の提供

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、2-(1)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	女性人材データバンクの設置	0	継続	県内の女性有識者の情報を収集した「群馬県女性人材データバンク」を設置・管理し、各種審議会等への女性の参画を促進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま女性ネットワーク会議	0	休廃止	各分野で活躍する女性を構成員とした会議を設置し、男性にとつての男女共同参画会議と連携し、「固定的性別役割担意識」を解消するための若年層向けの啓発資料作成を行う。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰及びぐんま輝く女性表彰	78	継続	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人、女性の活躍推進として顕著な活動を行い、女性にとつての身近なモデルとして活躍が見込まれる団体・個人、それらを支援する団体・個人を表彰する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	〜とらいあんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(3-(2)再掲)	※	継続	様々な分野でキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援する。

- 2 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

- (1) 男性中心型の働き方等の改革の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-(1)、1-(2)、2-(2)、2-(3)再掲)	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-(3))	115	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男性のワークライフバランスセミナー(家庭参画・介護)(2-(3)再掲)	※	継続	「仕事と家庭の両立」「仕事と介護の両立」などについて学び、ワークライフバランスを考えるセミナーを開催する。
こども未来部	こども政策課	両立支援セミナー(2-(3)再掲)	0	休廃止	子育て中の夫、妻、独身者を含むこれから子育てをむかえる企業の従業員等を対象に、直接企業等に出向いて、妊娠・出産や子育てに関する基礎講座や意見交換会、子育ての模擬体験等を内容とするセミナーを開催する。
産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(2-(3)再掲)	746	継続	企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカンパニー認証制度(2-(3)再掲)	610	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。

産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-3)再掲	407	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業(2-3)再掲	3,456	新規	本県経済を支える中小企業・小規模事業者が「働き方改革」を推進できるよう、より具体的な取組方法をまとめた啓発冊子を作成し、商工団体の経営指導員等に対する研修を実施する。

(2) 働く場における女性の活躍(男女共同参画)の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-1)、1-2)、2-1)、2-3)再掲	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー(2-3)再掲	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のメンタルヘルス等を支援する研修を開催する。
環境森林部	林業振興課	ぐんま森林・林業ツアー(女子学生編)	375	継続	女性の林業就業を促進するため、首都圏近郊の森林・林業を専攻する女子学生を対象とした林業現場の見学・体験ツアーを実施する。
産業経済部	労働政策課	ジョブカフェ・マザーズ	9,622	継続	子育て中の女性を中心とした就業を希望する女性等のニーズに即した求人開拓、カウンセリング、企業とのマッチングなど働く女性に係る分野横断的ワンストップ相談を実施する。
産業経済部	労働政策課	働く女性支援連携	3,365	継続	国、市町村と連携し、各機関の強みを活かして、就職を希望する女性を対象としたセミナー(10箇所)及び交流会(3回)を県内各地域で開催する。また、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画策定促進のため、市町村担当者向け説明会を開催する。
産業経済部	労働政策課	働く女性に関する法令の普及・啓発	0	継続	職場における男女の機会均等やセクハラ、マタハラ等の防止、職業生活における女性の活躍推進に係る各法令等について、国と連携して普及・啓発を図る。
産業経済部	労働政策課	女性リーダー交流会(1-1)再掲	282	継続	管理職や、管理職を目指す女性のための勉強会・交流会を開催し、キャリアアップに向けた不安解消や意欲の向上を図る。

(3) 仕事と生活の調和の実現

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	人事課	特定事業主行動計画(第3期計画)	0	継続	平成26年度に策定した第3期計画に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、環境整備への取組を推進する。
総務部	人事課	「群馬県職員の女性活躍推進プラン」(1-1)、1-2)、2-1)、2-2)再掲	0	継続	県職員の女性活躍の推進を図るため、「群馬県職員の女性活躍推進プラン」に基づき、女性職員の採用拡大や職域の拡大、計画的育成、キャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を推進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	事業所における男女共同参画推進員の設置(2-1)	115	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき、事業所に対して職場の男女共同参画を中心となって進める推進員の設置を依頼し、情報提供、研修、講演会等により推進員の取組を支援する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男性にとつての男女共同参画会議	0	休廃止	男女共同参画に関心のある男性を構成員とした会議を設置し、ぐんま女性ネットワーク会議と連携し、「固定的性別役割分担意識」を解消するための若年層向けの啓発資料作成を行う。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	女性のためのハッピーキャリアセミナー(2-2)再掲	※	継続	男女共同参画の視点に立った多様なキャリア形成につながるよう、女性のメンタルヘルス等を支援する研修を開催する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室(8-1)再掲	※	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男性のワークライフバランスセミナー(家庭参画・介護)(2-1)再掲	※	継続	「仕事と家庭の両立」「仕事と介護の両立」などについて学び、ワークライフバランスを考えるセミナーを開催する。
こども未来部	こども政策課	両立支援セミナー(2-3)再掲	0	休廃止	子育て中の夫、妻、独身者を含むこれから子育てをむかえる企業の従業員等を対象に、直接企業等に出向いて、妊娠・出産や子育てに関する基礎講座や意見交換会、子育ての模擬体験等を内容とするセミナーを開催する。
健康福祉部	医務課	病院内保育所運営費補助事業	118,620	継続	医療従事者のために保育施設を運営する病院設置者に対して補助金を交付する。
健康福祉部	医務課	ナースセンター事業	23,317	継続	看護師等についての無料職業紹介、就労環境の改善に向けた研修、看護師等に対する看護についての知識及び技能に関する研修等を行う。
健康福祉部	医務課	群馬県医療勤務環境改善支援センター	1,861	継続	勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、専門のアドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行う。
健康福祉部	医務課	女性医師等就労支援事業補助	17,000	継続	女性医師等の子育て支援のため、県医師会が行う保育サポーターバンクの運営事業に対して補助する。
健康福祉部	保健予防課	ぐんま食育応援企業登録制度	40	継続	県内の食育推進を応援する企業等を募集し、登録する。登録企業には、従業員やその家族に対する食育の取組実施とともに、県民や食育団体、行政等が行う食育活動に協力してもらおう。

産業経済部	労働政策課	ぐんまのイクボス養成塾(2-(1)再掲)	746	継続	企業のトップや管理職向けに、部下の育児休業取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発セミナーを実施する。
産業経済部	労働政策課	群馬県いきいきGカシバニー認証制度(2-(1)再掲)	610	継続	育児休業制度に加え、介護休業制度の定着・充実・利用促進や職場における女性の活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を認証することにより、企業の取組を後押しし、男女とも働きやすい職場環境づくりを推進する。
産業経済部	労働政策課	働き方改革アドバイザー認定(2-(1)再掲)	407	継続	社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修会を行い、修了者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、個々の企業における働きやすい職場環境づくりを後押しする。
産業経済部	労働政策課	働き方改革取組促進事業(2-(3)再掲)	3,456	新規	本県経済を支える中小企業・小規模事業者が「働き方改革」を推進できるよう、より具体的な取組方法をまとめた啓発冊子を作成し、商工団体の経営指導員等に対する研修を実施する。
産業経済部	労働政策課	多様な働き方の普及・啓発	0	継続	女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けるために、短時間勤務やテレワークの導入等、柔軟で多様な働き方について、国等と連携しながら普及・啓発を図る。
産業経済部	産業人材育成課	育児等との両立に配慮した離職者向け訓練	13,104	継続	育児等両立支援のため、短時間のコースで離職者向け訓練を実施する。
産業経済部	商政課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(3-(2)再掲)	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 20,000千円 ※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)

3 ものづくり分野等への職域拡大、チャレンジ支援

(1) 職域拡大の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(10-(3)再掲)	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会を開催する。
産業経済部	労働政策課	女性の職域拡大	0	継続	「ジョブカフェ・マザーズ」において、女性の活躍推進に取り組む企業と就業を希望する女性のマッチングを支援し、女性の職域拡大を図る。
産業経済部	産業人材育成課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(10-(3)再掲)	0	継続	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進する。
県土整備部	建設企画課	女性建設技術者の働く環境整備事業	405	継続	若手・女性が働きやすい職場環境の整備に向けて理解を深めてもらうためのセミナーを開催する。

(2) 起業等への支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	～とらいいんぐるんサロン(女性の交流・ネットワーク構築)(1-(2)再掲)	※	継続	様々な分野でキャリアアップをめざす女性によるネットワークを構築し、情報交換等による女性の交流・キャリア形成を支援する。
産業経済部	商政課	創業者・再チャレンジ支援資金(女性・若者・シニア要件)(2-(3)再掲)	*	継続	女性の創業を支援するため「女性・若者・シニア要件」を創設し、保証協会又は認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた場合に信用保証料を0.25%引き下げる。 ・融資限度額 20,000千円 ※創業前の者で「創業等関連保証」を付す場合、15,000千円を限度として、自己資金と同額まで。 ・融資利率 1.55%以内 ・融資期間 運転資金5年以内(据置1年以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 運転設備資金7年以内(据置1年以内)
産業経済部	商政課	女性創業者創出ミーティング	184	継続	女性の創業意欲を高めるため、女性創業者と対話交流する機会を設ける。
産業経済部	商政課	女性のための起業入門セミナー	0	休廃止	女性目線でのマーケティング、事業計画等を学ぶセミナーを実施

4 地域、農山村における男女共同参画の推進

(1) 地域活性化の取組、県民との協働の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
企画部	地域政策課	地域づくりネットワーク推進	2,340	継続	地域づくり団体と県、市町村で構成される「群馬県地域づくり協議会」の運営を通して、多様な主体相互の交流と連携を図る。
生活文化スポーツ部	県民生活課	NPO・ボランティアサロンぐんまの運営	5,585	継続	NPOやボランティアに関する相談、情報収集・提供、施設・設備の提供等を通じてNPOやボランティア団体等の支援を行う。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センターの運営	20,581	継続	県における男女共同参画推進の活動拠点として、ぐんま男女共同参画センターの管理運営と各種事業の実施を行う。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター登録団体活動支援	※	継続	男女共同参画に資する活動を行う団体を登録。当センター研修室の優先予約や使用料半額、男女共同参画に関する情報提供など、その活動を支援する。

環境森林部	環境政策課	美しい郷土を守る県民大作戦	86	継続	春の環境美化月間(5~6月)県、市町村、団体等が環境美化活動を実施する。秋の環境美化月間(9月~10月)市町村、団体等が環境美化活動を実施する。
-------	-------	---------------	----	----	--

(2) 農業・農村活性化と農村女性の経済的地位向上、環境の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
農政部	農業構造政策課	農業農村リーダー等活動促進	386	継続	女性農業者の主体的な社会参画を促進するため、活動に意欲的な女性農業者を農村生活アドバイザーとして認定する。また、認定者を対象に研修会等を開催し、その資質向上を図る。
農政部	農業構造政策課	女性農業者活動支援	2,572	継続	農業・農村における男女共同参画を推進するため、女性農業者が能力を活かせる環境づくりや経営・社会参画活動を支援し、各種方針決定の場に参画する人材を育成する。また、地域で活躍する女性農業者の取り組みを紹介する冊子や動画を作成する。
農政部	農業構造政策課	はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業	66,000	継続	本県農業の構造改革を加速化するため、認定農業者、新規就農者、企業参入など意欲ある担い手への支援を行う。

5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力の予防と根絶するための環境づくり

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策(5-(3)再掲)	281	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が増加する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんまDV対策推進計画(第3次)の推進	0	継続	ぐんまDV対策推進計画(第3次)(H26~H30)の重点施策の目標達成のため積極的な推進を図る。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	DV防止啓発広報・啓発活動	978	継続	DV啓発リーフレット、啓発カード、若年者向け啓発リーフレットを作成・配布する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師派遣事業	540	継続	若年者がDVに対し、正しい知識と理解を深めるため、中学・高校・大学等へ講師を派遣し、デートDV防止講座を開催するほか、学校指導者に対して、デートDVに係る研修を実施する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	女性に対する暴力をなくす運動	0	継続	県HPIによる広報活動の他、啓発ポスター・リーフレットの掲示や配布、また、県庁舎内においてDV防止啓発CMを放映し、県民に周知し、理解を深める。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんまDV対策推進計画(第4次)の策定	162	継続	ぐんまDV対策推進計画(第4次)(H31~H35)を策定し、関係機関へ配布する。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業(7-(2)再掲)	3,749	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(3)、9-(3)再掲)	37	継続	声掛け・つきまとい、公然わいせつ等性犯罪等の前兆とみられる事案等発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。

(2) 配偶者等からの暴力被害者支援の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	女性相談所・女性相談センターの運営	54,029	継続	女性相談所において、女性の様々な悩みの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらDV被害者等の自立のための支援を行う。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	一時保護施設の運営	6,171	継続	DV被害者等について、緊急に保護を要するものについて一時保護を行い、婦人保護施設又は関係機関への入所までの期間、必要な生活指導や自立支援を行う。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	三山寮の運営	3,677	継続	問題解決に長期間を要する者を一時保護所から受け入れ、生活指導、就労指導、住居の確保、情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行い、入寮者の早期の自立を図る。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	女性に対する暴力被害者支援機関ネットワーク	0	継続	暴力被害者支援関係機関の相互協力と連携を推進する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	DV被害者等総合支援事業	1,900	継続	DV被害者の緊急避難所(シェルター)を運営する民間団体に運営費を助成するほか、被害者の保護及び自立支援活動に係る同行支援経費の補助を行う。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	DV被害者等地域生活定着支援事業	1,927	継続	民間支援団体に地域生活定着支援員を配置し、一時保護所等退所後のDV被害者が、地域生活に定着するための支援を実施する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(3)、7-(1)再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	配偶者からの暴力事案に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	21	継続	被害者の意向を踏まえつつ、各種法令を積極的に適用して加害者の検挙に努めるほか、配偶者暴力防止法に基づく保護命令、援助措置等に適切に対応するとともに、関係機関との情報共有を図り、被害者の安全と平穏な生活を確保する。

(3) 性暴力・ストーカー行為・人身取引等への対策の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	消費生活課	女性向け防犯意識向上対策(5-(1)再掲)	281	継続	女性が被害者となるわいせつ事案等の悪質な犯罪が増加する中、女性(主に女子中高生・大学生)の防犯意識の向上を図るため、啓発冊子を作成する。

生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	犯罪被害者等支援	4,727	継続	犯罪被害者支援に係る相談支援員の設置、スーパーバイザー(臨床心理士等)招聘、県民理解のための啓発活動を実施する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営	15,307	継続	性犯罪・性暴力被害者の心身のサポートをワンストップで行う群馬県性暴力被害者サポートセンターを運営する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(2)、7-(1)再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
警察本部	警務部広報広聴課	犯罪被害者支援のための広報推進	906	継続	性犯罪被害者等に対し、ポスターやリーフレット等により各種支援制度や相談窓口を紹介するほか、講演会等を開催して、犯罪被害者支援の重要性と必要性を訴え、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくり」の気運の醸成を図る。
警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	ストーカー行為に対する指導・取締り及び被害者の保護対策	1,838	継続	被害者の意向を踏まえつつ、ストーカー規制法を始め、各種法令を積極的に適用して行為者の検挙に努めるとともに、警告・援助等の行政措置により危害の発生や拡大を防ぎ、被害者の安全と平穏な生活を確保する。
警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(1)、9-(3)再掲)	37	継続	性犯罪発生状況及び性犯罪等の前兆となる声掛け事案等発生時の情報収集・分析やこれまでの教訓となる対応に基づき、被害防止に関する知識及び技能を体得させるため、子供や女性を対象とした防犯講話や護身術指導教室等を積極的に開催する。
警察本部	生活安全部生活環境課	人身取引事犯対策	0	継続	入国管理局等の関係機関と連携し、悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び事案の解明等人身取引事犯対策を推進する。

6 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 生涯を通じた健康支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	虐待予防対策	0	休廃止	育児不安のある親や発達に遅れがみられる児等の保護者を対象とした相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防ぐ。 ※女性健康支援センター事業と統合
こども未来部	児童福祉課	先天性代謝異常等検査	49,268	継続	生まれつき酵素やホルモンが欠けているために起こる、早期治療が有効な19疾患について検査を行うとともに、検査の結果、要観察や要治療となった児については小児医療センターが中心となって事後フォローを行う。
こども未来部	児童福祉課	不妊専門相談センター事業	1,930	継続	不妊や不育症に悩む夫婦等が気軽に専門相談を受けられるよう、群馬県健康づくり財団内に設置した不妊専門相談センターにおいて、電話予約による個別相談を行うとともに、不妊相談窓口となる市町村等母子保健従事者向け研修を実施する。
こども未来部	児童福祉課	特定不妊治療費助成事業	236,784	継続	高額の治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。
こども未来部	児童福祉課	女性健康支援センター事業	2,405	継続	産後うつや育児不安のある保護者を対象に精神科医等による面接相談を実施するとともに、個別支援を行うことにより虐待を未然に防ぐ。また、思春期の悩みや婦人科疾患・更年期障害に関する悩み、予期しない妊娠等、女性のこころと身体の悩みについて相談対応することで、生涯を通じた女性の健康づくりを推進する。
健康福祉部	医務課	周産期医療対策	197,580	継続	周産期医療体制の整備を図るため、県が指定及び認定した総合・地域周産期母子医療センターに対する運営費補助や、事業推進のために周産期医療対策協議会を開催するとともに周産期医療情報システムの運営を行う。
健康福祉部	保健予防課	生活習慣病予防対策	114,480	継続	糖尿病、特定健診・保健指導、たばこ等の生活習慣病対策を行う他、市町村の健康増進事業に対して補助を行う。
健康福祉部	保健予防課	女性特有のがん対策推進	619	継続	乳がん検診及び子宮頸がん検診等の環境整備(マンモグラフィ技術講習会、啓発普及等)を実施する。

(2) 性に関する適切な知識の普及及び啓発活動の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
健康福祉部	保健予防課	エイズ予防啓発事業	2,219	継続	一般県民に街頭や事業所等で、正しい情報の提供に努め、キャンペーンを実施する。教育委員会との連携を強化し、学生等に対し講演会等による啓発事業を行う。
健康福祉部	保健予防課	特定感染症等検査事業	6,335	継続	HIV等感染者の早期発見を図るため、県内各保健福祉事務所にHIV検査等及び相談事業を無料、匿名で実施する。
教育委員会	健康体育課	性に関する教育・エイズ教育指導者研修会の開催	49	継続	学校において、性に関する教育及びエイズ教育が効果的に実施されるよう指導方法等の普及啓発を図る。
教育委員会	健康体育課	県立高等学校エイズ講演会推進事業の実施	245	継続	県立高等学校(特別支援学校高等部を含む)で実施する性・エイズ講演会の経費を措置し、性及びエイズ教育の推進に役立てる。

7 様々な人々が安心して暮らせる環境整備、生活困難者への対応

(1) ひとり親家庭等の自立支援

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	児童扶養手当	941,974	継続	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
こども未来部	児童福祉課	母子・父子自立支援	18,442	継続	母子家庭の母等に対し、母子・父子自立支援員を中心とした総合的な自立支援策を講じ、母子父子寡婦福祉の増進を図る。
こども未来部	児童福祉課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	3,212	継続	就労による自立を目指す母子家庭の母等に対する相談員による就業相談、養育費相談、就業支援講習会の開催等により自立を支援する。

こども未来部	児童福祉課	母子家庭自立支援給付	38,673	継続	母子家庭の母等が就業に有利な知識・技能の習得又は資格取得を目指す場合に、教育訓練費等を支給する。
健康福祉部	国保保護課	福祉医療費(母(父)子家庭等)補助制度	673,996	継続	母(父)子家庭の母(父)と子ども、父母のいない子どもが安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減などを目的として、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	産業人材育成課	母子家庭の母等の職業的自立促進	*	継続	母子家庭の母等の職業的自立を促すため、職業訓練を実施する。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅優先入居(5-(2)、5-(3)再掲)	0	継続	入居の際の抽選時に一般の応募者より当選確率を高める。
県土整備部	住宅政策課	県営住宅家賃減免	0	継続	世帯の収入が基準額以下の場合には家賃を減免する。

(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備の促進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	メディカルインタープリター養成・研修事業	491	継続	言語の問題で医療サービスが十分に受けられない外国籍住民等を支援するため、医療通訳ボランティアを養成・研修する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	メディカルインタープリター派遣コーディネーター業務委託	0	休廃止	閉庁日や緊急時の申請への対応等の課題をカバーするため、H28年度まで県が実施していた派遣コーディネーター業務を、NPO法人へ委託する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	医療通訳派遣	800	新規	医療通訳派遣コーディネーター業務並びに医療通訳派遣システムの構築に必要な調査研究を行う「ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会」(構成員:県、NPO法人、観光物産国際協会)に負担金を交付する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	災害時外国人支援事業	453	継続	災害時において、災害時要配慮者となる可能性の高い外国人住民に対し、より一層配慮した対応ができるようにするため、①災害時外国人通訳ボランティア養成講座、②外国人住民が避難所を模擬体験できる訓練を実施する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	性的少数者に関する啓発	452	継続	性的少数者に対する正しい理解を広め、セクシュアリティ(性のあり方)の多様性を認め合う社会づくりを推進することを目的として、講演会及び施策検討会議のほか、性的少数者の相談に応じる相談員向け研修会を実施。
健康福祉部	介護高齢課	介護の仕事PR	1,000	継続	「介護の日(11月11日)」を機に、介護についての理解と関心を喚起し、介護職等のイメージアップと働きがいのある仕事であることの再認識を図るため、イベントを開催する。
健康福祉部	介護高齢課	児童・生徒向けパンフレットの作成	1,961	継続	将来の介護を担う小・中・高校生を対象に、介護に関する理解を深めるため、福祉教育資料を作成し配付する。
健康福祉部	介護高齢課	介護知識・技術普及啓発	2,826	継続	介護に関する研修を実施し、高齢者介護に関する知識・技術の普及を図る。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者の生きがいと健康づくり支援	36,499	継続	単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の自主活動の促進と健全な育成を図るため、市町村が交付する助成額に対し補助を行う。
健康福祉部	介護高齢課	介護保険制度普及パンフレットの作成	389	継続	介護保険制度について県民の理解を深め、制度見直しによる制度安定に向け、周知・啓発用冊子を作成。関係機関等への配布のほか、同内容を県HPに掲載する。
健康福祉部	地域包括ケア推進室	介護予防対策推進事業	14,867	継続	①介護予防を行う市町村の支援。②市町村担当者や介護予防従事者への研修実施。③介護予防や各分野のリハビリテーションが円滑に実施されるよう体制整備の推進。
健康福祉部	介護高齢課	国保連苦情処理体制整備補助	6,000	継続	介護保険サービスに関する利用者からの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会に対して、体制整備の支援を行う。
健康福祉部	介護高齢課	高齢者住宅改造費助成	*	継続	所得税非課税世帯で60歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等を対象に、市町村が家屋のバリアフリー工事を伴う改造費用を助成した場合に市町村補助を行う。(在宅介護者総合支援(高齢者分)のメニュー事業)
健康福祉部	障害政策課	思いやり駐車場利用証制度	751	継続	「思いやり駐車場利用証制度」の実施により対象者がいつでも車いす駐車場を利用できる環境を整備する。
健康福祉部	障害政策課	福祉のまちづくり推進	195	継続	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施策を推進する(普及啓発、特定生活関連施設の届出審査、適合証交付)。
健康福祉部	障害政策課	障害者就業・生活支援センター事業	54,081	継続	県内8カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置。離職者又は離職するおそれのある在職者など就職や職場定着が困難な障害者への相談・定着支援を行う。
健康福祉部	障害政策課	障害者虐待防止対策支援事業(5-(1)再掲)	3,749	継続	県障害者権利擁護センターを設置し、虐待相談の受付、関係機関とのネットワーク会議の開催、広報・啓発、市町村への専門職チームの派遣、虐待防止・権利擁護研修等を実施する。
産業経済部	労働政策課	シルバー人材センター事業補助	13,220	継続	定年退職後等に自分の能力を活かしたい、また社会参加のために働きたいという高齢者に臨時・短期的又はその他の軽易な就業の場を提供するシルバー人材センター及びミニシルバー人材センター等を構成員とするシルバー人材センター連合会に対し補助する。
産業経済部	労働政策課	シニア就業支援センター	12,624	継続	中高年齢者の再就職のための就職相談・職業紹介に加え、就農・起業・ボランティア等の多様なニーズの相談・情報提供を行う就業支援事業とともに、知識・技能を活かしたい高齢者とその能力を必要とする企業とをマッチングさせる事業を実施する。
産業経済部	労働政策課	障害者雇用促進対策	39,637	継続	障害者の就労先・実習先を開拓し、障害者就業・生活支援センターの登録者等の就労・実習に結びつける。障害者雇用に係る優良事業所等の表彰・セミナーや事業主向けの職場見学会を開催する。
産業経済部	労働政策課	障害者就労サポートセンター	4,216	継続	ハローワークや特別支援学校等の関係機関との連携による県内10地域における就労支援ネットワークの構築等を実施する。

産業経済部	労働政策課	障害者雇用フェア(仮称)	1,361	新規	群馬の障害者雇用における一大イベントとして、優良事業所表彰式、施設製品の販売会及び特別支援学校の作品展示等を、トップセミナーと併せて実施。
産業経済部	産業人材育成課	障害者能力開発	19,685	継続	障害者の職業能力開発機会の充実を図るため、次の事業を実施する。 ・障害者委託訓練(知的・身体・精神障害者を対象とした委託訓練)
県土整備部	交通政策課	市町村乗合バス車両購入費補助	10,643	継続	県民生活の足を守るため、市町村が運営する路線バスの、車両購入経費を補助する。
県土整備部	交通政策課	交通施設バリアフリー化補助	4,250	継続	駅のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。
県土整備部	交通政策課	バス運行対策費補助(車両償却費等)	22,436	継続	赤字の生活交通路線を運行するバス事業者に対して、バリアフリー車両の購入に係る減価償却費等を補助する。
県土整備部	道路管理課	道路におけるバリアフリー対策	*	継続	県が管理している国道や県道において、バリアフリー対応の改修工事を実施する。
県土整備部	住宅政策課	住宅確保要配慮者への居住支援	70	継続	住宅セーフティネットに基づき組織される「群馬県居住支援協議会」を通じて、住宅確保要配慮者の入居可能な賃貸物件の周知を行う。

8 制度・慣行、意識の変革、支援体制の整備

(1) 社会や家庭における制度・慣行の見直し

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	群馬県男女共同参画推進委員会	632	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき「群馬県男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男女共同参画に関する意見の申出の受付	0	継続	男女共同参画推進条例の規定に基づき県民及び事業者からの男女共同参画に関する施策についての意見に回答する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	市町村男女共同参画基本計画の策定支援	0	継続	市町村における男女共同参画基本計画の策定支援を行う。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男女共同参画推進責任者(庁内)の設置	0	継続	県が実施する施策を男女共同参画の観点から点検するとともに、職場の男女共同参画を促進するため、各所属に男女共同参画推進責任者を設置する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま女性活躍大応援団(8-3)	0	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんLGBT講演会	※	継続	性的少数者(LGBT)への理解を深めるための県民向け講演会を開催する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん相談室(2-3)再掲	※	継続	女性が生活の中で抱える不安や悩みについて、専門の相談員が電話による相談を実施する。
教育委員会	高校教育課	高校教育改革推進	1,001	継続	「高校教育改革推進計画」に基づく桐生・みどり地区県立高等学校再編整備に関し、意見交換会等の開催、新高校の基本構想の策定等を行うとともに、次期計画の策定も見据え、高校教育改革検討委員会を開催する。

(2) 広報の推進、情報の収集・整備・提供

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま女性活躍推進講演会	1,144	継続	女性活躍応援の気運醸成を目的として講演会を開催する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男女共同参画に関する年次報告	76	継続	男女共同参画推進条例の規程に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について報告書を作成し公表する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	人権教育・啓発の推進(10-2)再掲	200	継続	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	男女共同参画週間記念事業	60	継続	男女共同参画社会に対する理解を深めるため、男女共同参画週間にちなみ女性団体連絡協議会と共催し、男女共同参画フェスティバルを開催するとともに、男女共同参画に関する展示等を実施する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・センター通信の発行	※	継続	地域で活動する男女共同参画グループをはじめ、広く県民に対し、男女共同参画に関する情報やセンターの事業等について情報発信するため、「ぐんま男女共同参画センター通信」を発行するとともに、ホームページに掲載する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	ぐんま男女共同参画センター・図書貸出し、資料収集	※	継続	図書の購入・貸出しや、他県等の男女共同参画に関する資料の収集・管理を行う。

(3) 多様な主体の連携による支援体制の整備

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	ぐんま女性活躍大応援団(8-1)	0	継続	地域ぐるみで女性活躍の輪を広げることを目的に、県内企業・団体を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、女性活躍応援メッセージを発信することにより、女性活躍の気運を醸成する。

生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	地域連携男女共同参画講演会(10-(2)再掲)	0	休廃止	市町村等とぐんま男女共同参画センターとの共催で、男女共同参画に関する講演会を実施する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	12市男女共同参画担当者情報交換会	※	継続	男女共同参画の取り組みが効果的に実施できるよう、県・ぐんま男女共同参画センターと12市の担当者による意見交換を行う。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画協働事業	※	継続	民間団体とぐんま男女共同参画センターとの協働で、セミナー等を実施する。

9 子育て環境の整備

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
総務部	学事法制課	私立幼稚園預かり保育推進事業費補助	19,730	継続	幼稚園の教育時間終了後及び長期休業期間に、園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施する幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
総務部	学事法制課	私立幼稚園子育て支援推進事業費補助	8,400	継続	子育て支援事業を実施する私立幼稚園に対して補助する。(補助対象:学校法人)
こども未来部	こども政策課	ぐーちよきサポート事業	301	継続	子ども一人ひとりを社会全体で応援する機運の醸成を図るため、ぐーちよきサポートを配布するとともに、企業や店舗への協賛加入の働きかけ及び子育て情報紙等に事業情報を掲載する。
こども未来部	子育て・青少年課	子ども・子育て支援整備交付金	111,113	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブの施設整備に対して補助する。
こども未来部	子育て・青少年課	子ども・子育て支援交付金	2,222,197	継続	市町村が実施する子ども・子育て支援法に定められた13の「地域子ども子育て支援事業」に対して補助する。
健康福祉部	国保課	子どもの医療費無料制度	3,991,085	継続	次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、中学生以下の子どもを対象に、市町村が医療費の自己負担分を助成する事業に対して補助する。
産業経済部	商政課	中小企業パワーアップ資金(職場創造支援要件)	*	継続	高齢者、障害者及び女性が働きやすい職場環境を整備しようとする中小企業に資金を以下の要件により融資する。 ・融資限度額 50,000千円 ・融資利率 1.7%以内(信用保証付1.3%~1.4%以内) ・融資期間 12年以内(据置期間2年以内)
産業経済部	観光物産課	ぐんまビジタートイレ認証制度	909	継続	誰もが安心して快適に使用することができるトイレの維持・整備を推進し、県内観光地等のイメージアップを図る。
教育委員会	生涯学習課	地域学校協働活動推進事業	33,675	継続	地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校外における子どもたちの活動支援を行う。

(2) 児童虐待防止施策の充実

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
こども未来部	児童福祉課	児童相談活動	327,151	継続	児童相談所で子どもに関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な支援を行い、児童虐待の防止等、児童福祉の向上を推進する。また、東部児童相談所の移転整備にも取り組む。
こども未来部	児童福祉課	児童虐待防止対策の推進	62,497	継続	児童虐待の予防、早期発見・早期対応、保護・支援から再発防止、自立支援に至るまで、一貫した虐待防止対策を推進する。
こども未来部	児童福祉課	社会的養護の推進	2,925,388	継続	里親委託や施設のケア単位の小規模化を推進し、虐待等により社会的養護を必要とする児童が家庭的な養育環境の中で生活できるようにする。
教育委員会	義務教育課	児童虐待防止に関する教職員研修の推進	0	継続	小中学校人権教育推進協議会において児童虐待防止に関する研修を実施する。 ※人権教育推進会議の予算で対応
警察本部	生活安全部少年課	児童虐待ゼロ！プロジェクトの推進	342	継続	「事件対処」、児童相談所等との「関係機関との連携」及び「被害の見逃し防止」を3本柱とした「児童虐待ゼロ！プロジェクト」により、児童虐待の早期発見による未然防止の取組を強化する。

(3) 子どもの安全の確保

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	消費生活課	子ども向け防犯出前講座	2,747	継続	子ども自身の危険回避能力を高めるため、紙芝居、ロールプレイ等を活用した防犯出前講座を実施するとともに、地域安全マップづくり活動への指導員派遣等の支援を行う。
こども未来部	子育て・青少年課	青少年健全育成条例施行運営	344	継続	青少年健全育成条例の周知啓発を行い、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止及び青少年の健全育成を推進する。
こども未来部	子育て・青少年課	青少年健全育成審議会運営	678	継続	複雑化する青少年問題に対応するため、青少年健全育成審議会を開催し、青少年の健全育成に関する重要事項及び青少年に有害な映画、図書類、玩具類等の調査・審議を行う。
こども未来部	子育て・青少年課	新しい有害環境から子どもを守る取組推進	4,985	継続	スマートフォンなどからのインターネット利用による青少年の有害情報問題について、知識・技能を持った市民リーダーの育成とその活動を支援し、保護者や地域の大人への啓発を図り、子どもの安全・安心なインターネット利用を推進する。
健康福祉部	医務課	小児救急電話相談(#8000)	40,676	継続	子どもが急に具合が悪くなったとき、すぐに受診した方がよいのか、家庭でどのように処置をすればよいのか等について、保健師または看護師が電話で相談に応じる。

警察本部	生活安全部子ども・女性安全対策課	子どもや女性を性犯罪等の被害から守るための対策(5-(1)(3)再掲)	37	継続	声掛け・つきまとい、乗車誘引等子供が被害者となる犯罪の前兆とみられる事案発生時に、情報の収集・分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導、警告等により、重大事件を未然に防止する先制・予防的活動を推進する。
警察本部	生活安全部少年課	少年の福祉を害する犯罪の取締り及び被害防止対策の推進	200	継続	児童ポルノを始めとする福祉犯罪の取締りを推進するとともに、スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための広報啓発活動を推進する。

10 教育・学習の充実

(1) 学校教育における男女平等・人権教育の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
教育委員会	義務教育課	人権教育研修・指導	105	継続	公立小学校、中学校及び特別支援学校の教員を対象に、地区別人権教育研究協議会を開催し、授業研究会等を通して、指導力の向上を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育推進関係会議	125	継続	校種別の人権教育推進協議会や区市町村人権教育推進連絡協議会を開催し、人権教育推進のための課題や施策に関する協議・情報交換等を行い、教員の指導力の向上や市町村における人権教育の改善・充実を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育・啓発	380	継続	指導・学習資料、啓発資料等の作成・配布や、啓発ビデオの購入を行い、学校教育及び家庭教育における人権教育の推進を図る。
教育委員会	義務教育課	人権教育研究推進	1,320	継続	小中学校各1校及び総合推進地域1地域を指定し、人権教育の指導方法の改善充実を図るとともに、県内に成果を普及する。
教育委員会	義務教育課	道徳教育総合支援事業	2,715	継続	各学校の道徳教育推進の中核となる教員等を対象に、指導内容・方法等の改善を図るための協議会を実施する。

(2) 地域、家庭における教育・学習の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	人権教育・啓発の推進(8-(2)再掲)	200	継続	民間団体が自主的に行う人権啓発につながる事業の経費の一部を補助する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるんセミナー	※	継続	男女共同参画社会に関する知識を提供するため、セミナーを開催する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	男女共同参画実践講座	※	継続	地域における男女共同参画を推進するため、実践活動のポイントを学ぶ講座を開催する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	地域連携男女共同参画講演会(8-(3)再掲)	0	休廃止	市町村等とぐんま男女共同参画センターとの共催で、男女共同参画に関する講演会を実施する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま県民カレッジ	1,259	継続	県、市町村、大学、カルチャーセンター等の様々な機関と連携し、多様な学習機会を提供する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者研修会	378	継続	社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を対象に、その資質の向上を図るための研修を実施する。
教育委員会	生涯学習課	人権教育指導者養成講座	390	継続	人権問題に関する啓発活動の充実に資するため、人権教育指導者養成講座を開設し、社会教育における人権教育指導者の資質の向上を図る。

(3) 科学技術や製造分野における取組の推進

部局名	課名	事業名	当初予算額(千円)	実施区分	事業内容
生活文化スポーツ部	文化振興課	自然史博物館の運営	254,406	継続	群馬の自然をわかりやすく学べるようにするだけでなく、利用者の学習活動を応援したり、専門的・技術的な調査研究成果の発表の場を提供する。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	理工系チャレンジ支援セミナー(3-(1)再掲)	※	継続	理工系分野への女性の進出を啓発するため、女子高校生を対象とするセミナーや保護者向けの講演会を開催する。
産業経済部	産業人材育成課	ものづくりの魅力発見プロジェクト(3-(1)再掲)	0	継続	ものづくりにおける普通科出身の若者や女性の活躍事例や高校生の体験学習を通じて、ものづくり等の県基幹産業への若者・女性の進出を促進する。
産業経済部	産業人材育成課	産業技術専門学校訓練生募集	*	継続	ものづくりの魅力や技能・技術の面白さをPRし、女性のものづくり産業への進出を促進するために、女性向けのものづくりの魅力を伝えるイベントを実施する。
教育委員会	生涯学習課	少年科学教育推進	3,506	継続	子どもたちに体験型の学習機会を提供するため、科学展示室やプラネタリウムを運営するとともに、科学教室を開催する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま天文台：観測研究・教育普及	19,158	継続	県民に親しまれる教育・学習施設として、学校等における学習プログラムの提供、出張講演会や天体観測会を実施する。
教育委員会	生涯学習課	ぐんま昆虫の森運営	100,005	継続	自然体験学習の場として整備した昆虫の森において、自然観察会や里山体験等各種プログラムを実施する。

11 防災分野における取組の推進

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

部局名	課名	事業名	当初予算額 (千円)	実施 区分	事業内容
総務部	危機管理室	県民防災塾	0	休廃止	地域社会で中心となって防災に取り組み、自主防災組織等のリーダーとして活躍できる人材の育成、発掘等を目的に、防災に関する講義、初期消火訓練、普通救命講習等の実習を内容とする県民防災塾を開催する。
総務部	危機管理室	被災地視察研修会	0	休廃止	自主防災組織の新規結成や活動の活性化、また地域防災を担う人材の育成を通じて地域防災力の向上を図るため、被災地視察研修会を開催する。
総務部	危機管理室	市町村地域防災計画の見直しに対する助言・支援	0	継続	市町村地域防災計画の見直しについて、事前相談や修正の報告を受けた際に、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況等を踏まえ、助言や指導事務を実施する。
総務部	危機管理室	男女のニーズの違いなどに配慮した物資の備蓄	0	継続	災害等に備え、食料や資機材等の物資を備蓄している。 男女のニーズの違いに配慮し、生理用品を備蓄している。
総務部	危機管理室	群馬県避難所運営ガイドラインの周知・普及推進	0	継続	市町村等の避難所運営担当職員や避難所運営に携わる方が円滑な避難所運営を行うための指針として、群馬県避難所運営ガイドラインを周知する。
総務部	消防保安課	県婦人(女性)防火クラブ指導者育成研修会	0	継続	家庭や地域において火災予防や防災を目的に活動している県内の婦人(女性)防火クラブ幹部を対象に、地区の指導者として必要な知識を習得し、婦人(女性)防火クラブの健全な育成、活動の強化・促進を図るため、研修会を開催する。
生活文化スポーツ部	県民生活課	災害ボランティアネットワーク	139	継続	災害ボランティア活動のネットワーク組織である「災害ボランティアぐんま」を支援し、災害時に迅速かつ適切に活動できる体制を整える。
生活文化スポーツ部	ぐんま男女共同参画センター	とらいあんぐるん防災基礎セミナー	※	継続	防災・減災に対する基礎的な知識と心構えや災害対応時には男女両方の視点が必要であることを学ぶための講座を開催する。

第3部 男女共同参画に関する主な指標等

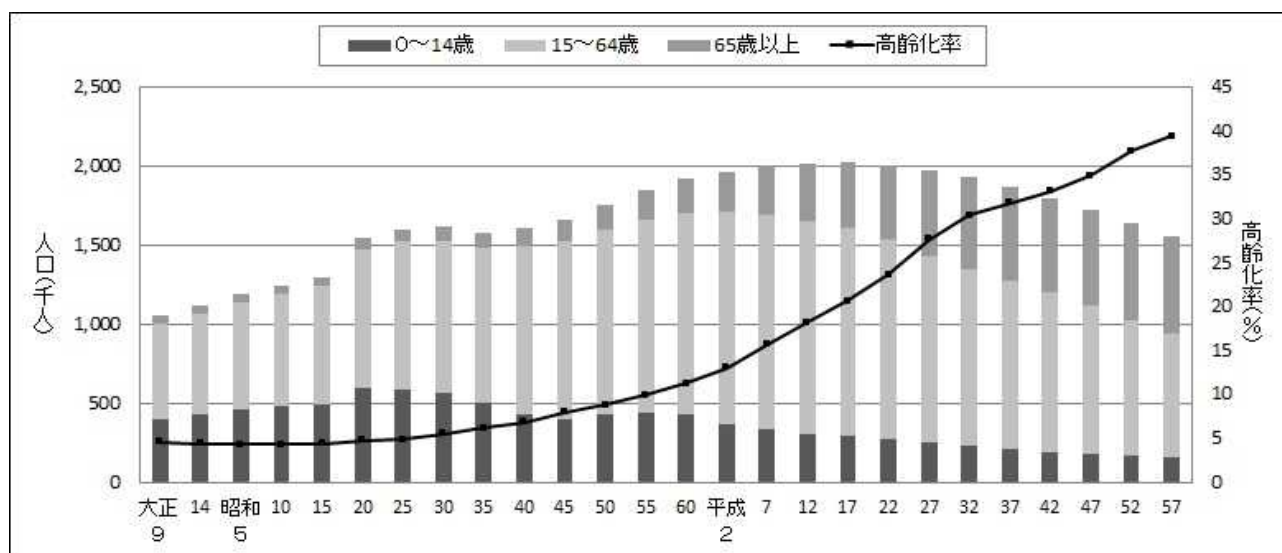
1 男女共同参画をとりまく状況

国勢調査によると、群馬県の人口は、平成17年から減少に転じています。晩婚化、未婚化が進む中、合計特殊出生率はここ数年増加の傾向にあるとはいえ、人口を維持するために必要な水準を下回っており、今後長期的に人口減少と高齢化が続くと予測されます。その結果起こると予想される、家族形態の変化や深刻な労働力不足に対応するためにも、男女共同参画の推進が求められています。

(1) 群馬県の年齢区分別人口と高齢化率の推移

国勢調査では、本県の生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年以降減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

一方、老年人口（65歳以上）は、昭和25（1950）年以降急速な増加を続け、平成27（2015）年には昭和25年の7倍を超える54万5244人となりました。県の総人口は昭和25年の約1.23倍であることから、老年人口の増加がきわめて急速であることがわかります。

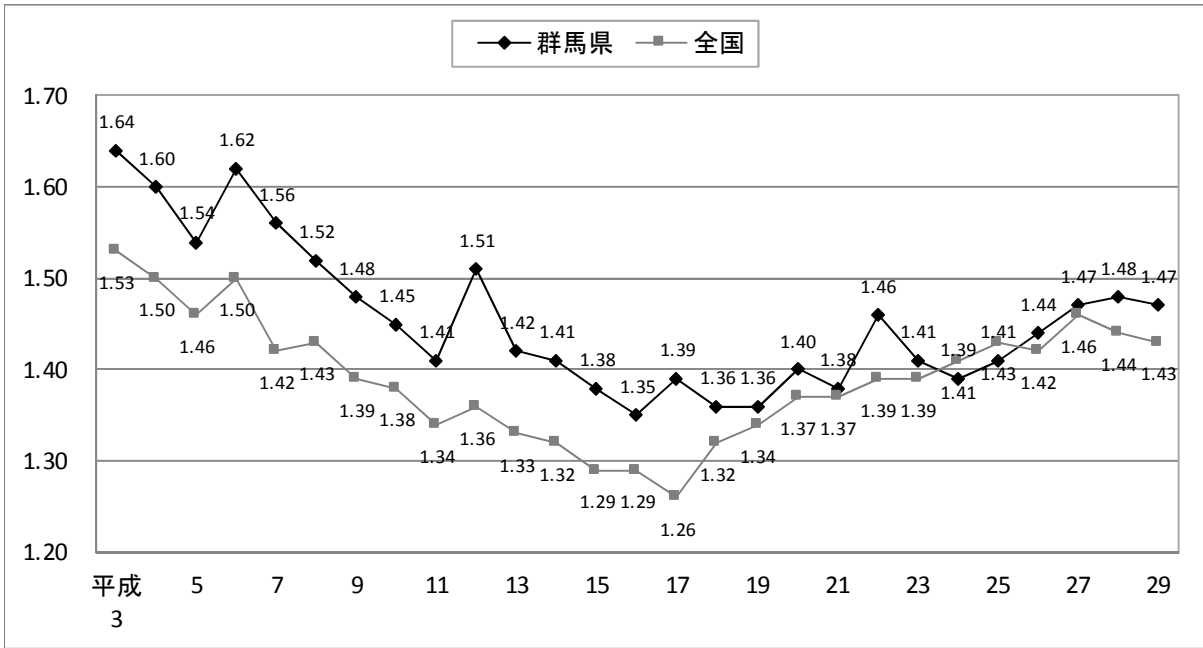


資料出所：平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成30年3月推計）

(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む子どもの平均の数を表す合計特殊出生率は、本県、全国ともに、近年は増加傾向にあります。

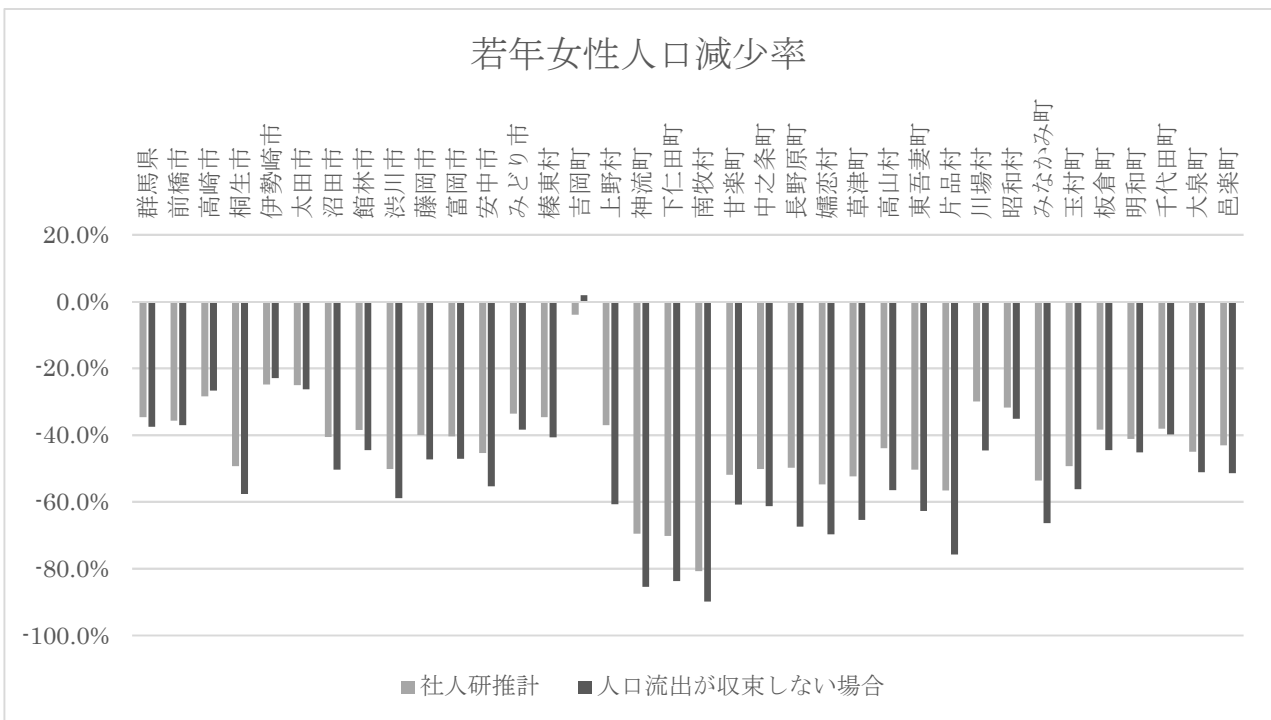
本県は常に全国平均を上回る数値で推移していましたが、平成24年にはじめて全国平均を下回りました。平成29年は1.47とほぼ横ばいであり、全国平均1.43を上回ってはいますが、依然として現在の人口を維持するために必要とされる2.07（人口置換水準）を大きく下回っています。



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(3) 日本創世会議・人口減少問題検討分科会の将来人口推計

人口減少は日本全国で深刻さを増していますが、本県においても人口減少は続いており、日本創世会議の公表資料では県内20市町村が将来的に消滅する可能性があるとは分類されるなど、人口減少問題は喫緊の課題となっています。



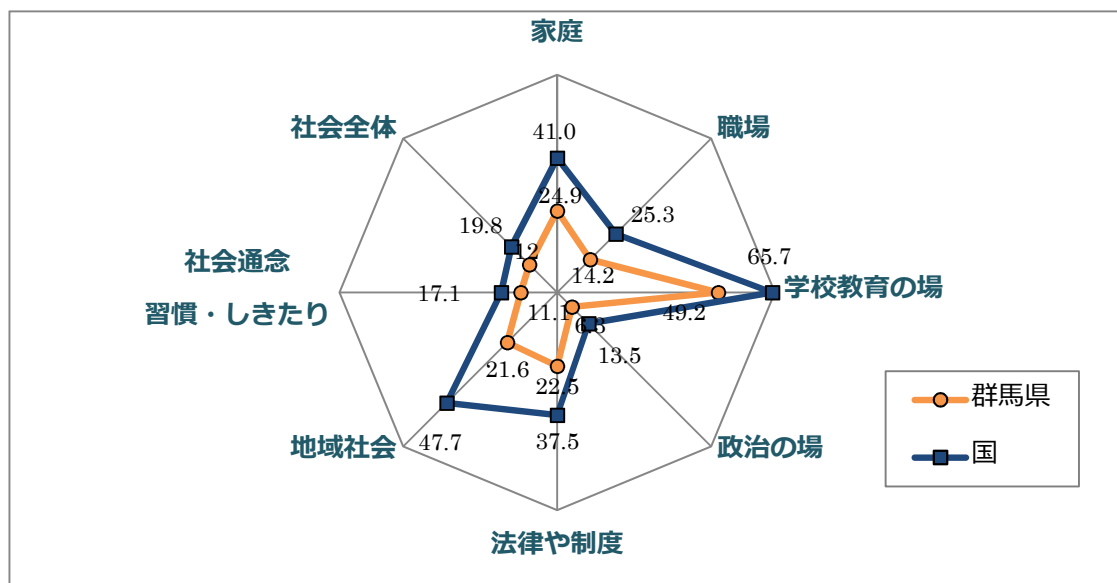
資料出所：日本創世会議・人口減少問題検討分科会発表資料より作成（2014年）

2 制度・慣行の見直しと意識の改革

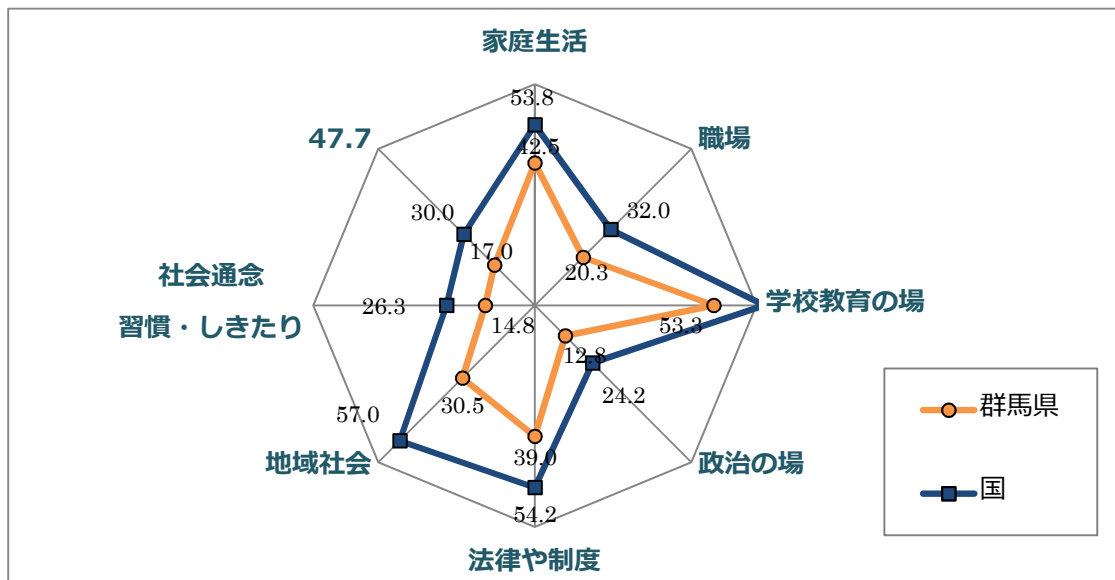
社会の様々な領域における制度や慣行の中には、根強い固定的な性別役割分担意識が残り、各人が個性と能力を発揮することを妨げている場合があります。このような制度・慣行の見直しと、「男女共同参画」についての正しい理解を進める事が、男女共同参画社会づくりを進める上で重要です。

(1) 分野別男女の地位が平等と感じている人の割合

意識調査の結果からは、調査したいずれの分野においても男性よりも女性の方が平等と感じている割合が少なく、また、国との比較では、男性も女性も全国平均より平等と感じる割合が少なくなっています。



分野別男女の地位が平等と感じている人の割合 (H26年度 女性)



分野別男女の地位が平等と感じている人の割合 (H26年度 男性)

資料出所：群馬県「男女共同参画にかかる県民意識調査」(平成26年度)

国「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年度)

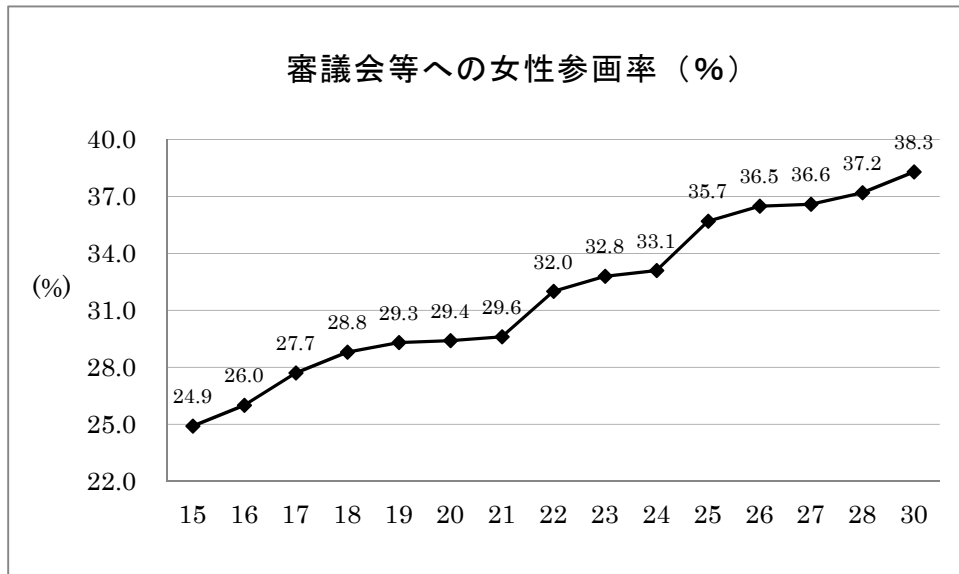
3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現在、様々な分野への女性の参画は拡大傾向にあります。政策・方針決定過程に参画する女性は、まだ少ないのが現状です。男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に参画していくことが重要です。

(1) 県の審議会等への女性の参画状況の推移

県の審議会等に占める女性の割合については、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」において、目標を「平成32年度までに40.0%以上（構成員の男女比については均衡を要する）」と設定しています。

女性の参画率は毎年増加しており、平成30年4月1日現在では38.3%となっています。



※調査時点：平成28年度までは3月1日現在、平成30年度からは4月1日現在

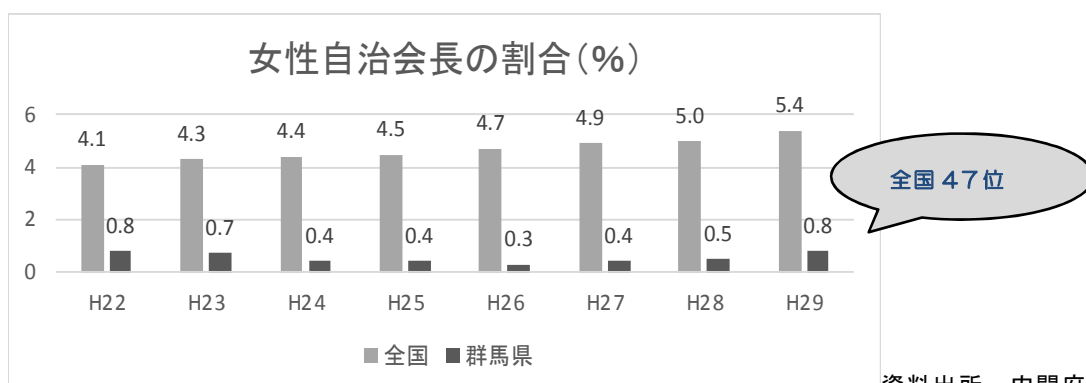
資料出所：群馬県人権男女・多文化共生課調べ

4 地域活動への女性の参画の拡大

活力ある地域づくりのためには男女共同参画の視点は欠かせません。少子高齢化が進み、地域における人々のつながりの希薄化や社会環境の変化の中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域を形成していくことが重要です。だれもが活躍し、安心して暮らせる社会にするために、男女共同参画の視点に立った協働、参画型社会を推進していくことが必要です。

(1) 県の女性自治会長の割合の推移

県の自治会長（区長）の女性割合は平成29年度調査で0.8%と全国平均の5.4%に比べ低い状況にあります。全国順位も平成24年度から6年連続で最下位となっています。



資料出所：内閣府調査 (H29)

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

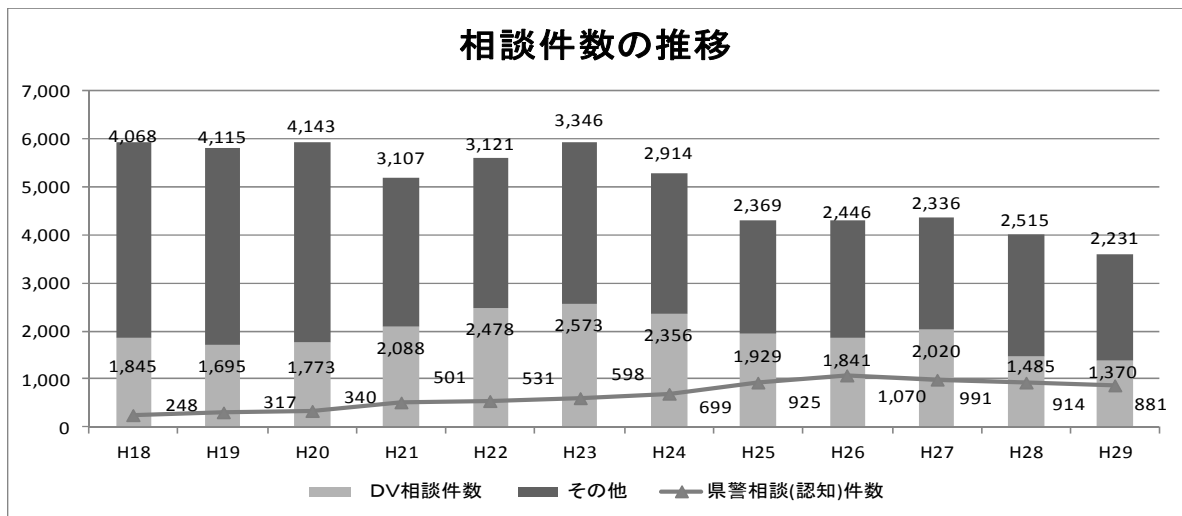
女性に対する暴力（配偶者・恋人からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど）は女性の人権に対する重大な侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するためには必ず達成しなければならない重要課題です。

DV被害者からの相談件数は増加傾向にあります。暴力を受けても誰（どこ）にも相談しない被害者が多いのが現状です。

（1）相談件数の推移とDV相談の状況（群馬県）

県の女性相談センターに寄せられた、DV相談の件数は、平成25年から2千件前後で推移していましたが、平成29年度は1,370件と減少しています。

一方、警察が受けた相談件数は、平成25年から1千件前後で推移し、平成29年は881件となっています。

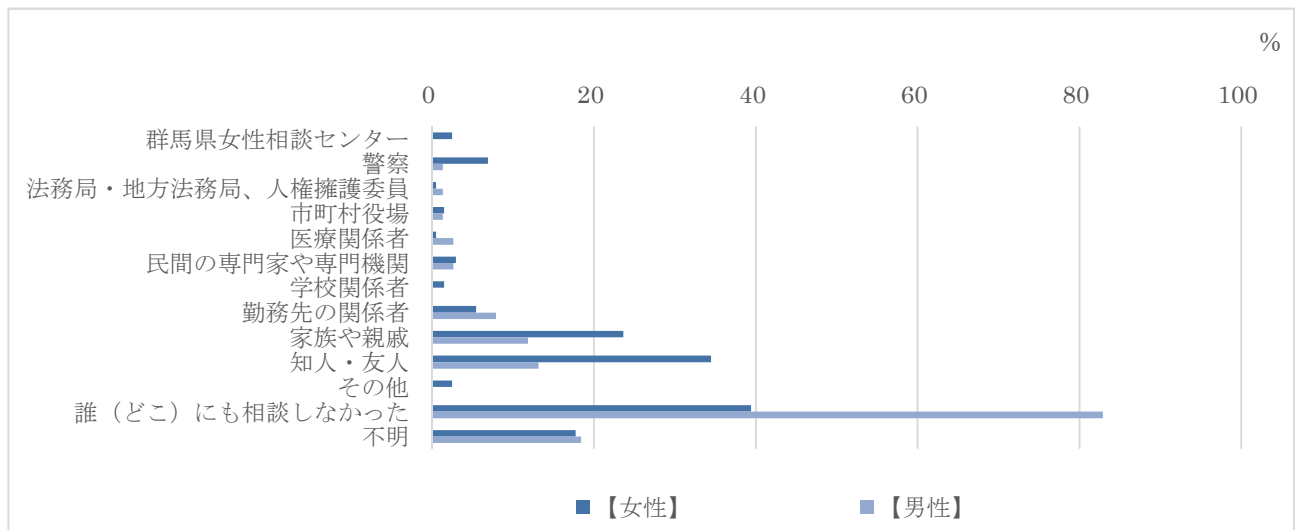


※女性相談センターは年度、警察は暦年で集計

資料出所：群馬県人権男女・多文化共生課調べ、群馬県警察本部調べ

（2）暴力被害者の相談状況（群馬県）

夫婦・恋人間で暴力被害を受けて、「誰（どこ）にも相談しなかった」は50.7%で過半数を占めており、男性については約8割が相談していない状況です。また、公的相談窓口へ相談した人の割合は極めて少数となっています。



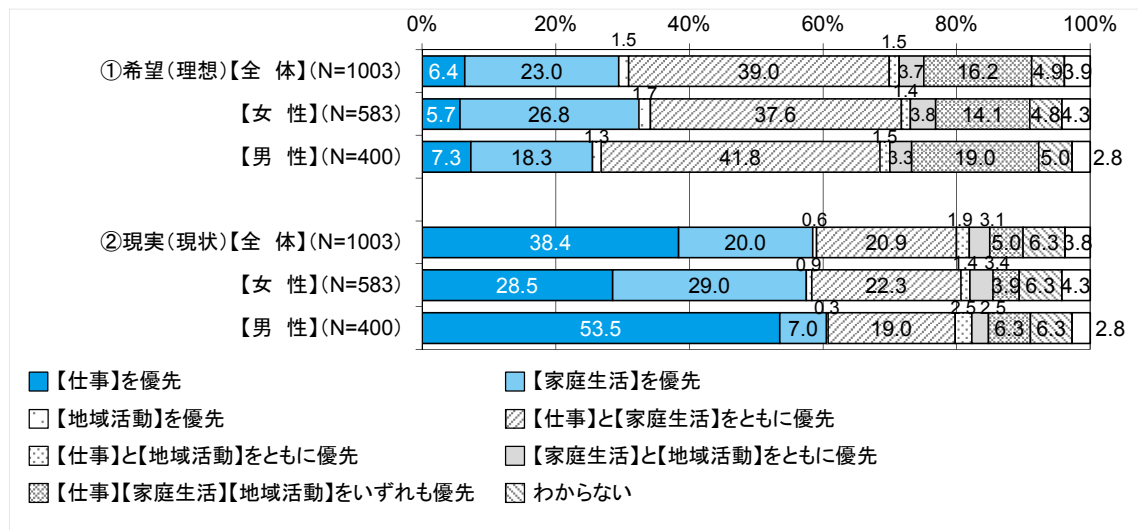
資料出所：群馬県「DVに関するアンケート調査」（平成29年度）

6 家庭・雇用の場における男女共同参画、仕事と生活の調和

少子高齢化の急速な進展による人口構成の変化や経済社会構造の変化等を背景に、女性の就業が期待される傾向が見られ、これまで以上に女性が働く環境の整備や、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が求められています。長時間労働の抑制、仕事と家庭の両立支援を進め、特に育児や介護などを行いながら、仕事を続けたいと願う男女が、多様な働き方を選択できる支援策を進めていく必要があります。

(1) 仕事と生活の調和（群馬県）

仕事・家庭生活・地域活動の優先度の理想と現実について、男女とも希望するのは「仕事と家庭生活をともに優先」（男性41.8%、女性37.6%）がそれぞれ約4割で最も多くなっています。しかし、現実としては、女性は「仕事を優先」「家庭を優先」がそれぞれ約3割、男性は「仕事を優先」が5割以上となっており、理想と現実が一致していない傾向がうかがえます。

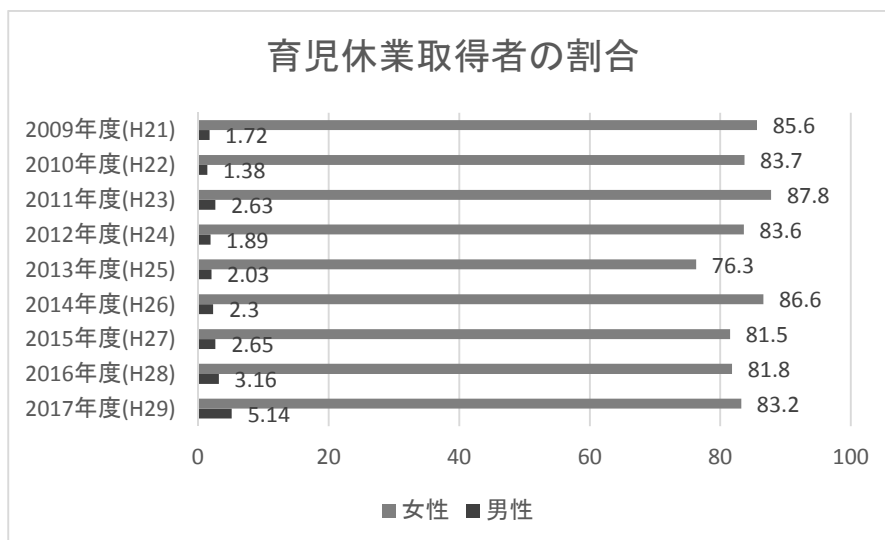


資料出所：群馬県「男女共同参画にかかる県民意識調査（平成26年度）」

(2) 男性の育児休業取得について

平成26年度に実施した調査では、男女とも「男性もできれば取得する方がよいが、環境が整っていない」（男性72.3%、女性73.1%）が7割以上で特に高く、次いで「男性も積極的に取得する方がよい」（女性19.0%、男性18.0%）が約2割となっています。

全国の取得状況は次のとおりです。



資料出所：平成29年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

第4部 県内市町村の状況

1 男女共同参画行政担当課一覧

市町村	担当課		連絡先	電話番号	
前橋市	市民部生活課男女共同参画センター	371-0023	前橋市本町1-5-2 職員研修会館1階	027(898)6517	
高崎市	市民部人権男女共同参画課男女共同参画担当	370-3531	高崎市足門町1669-2 市民活動センターソシアス内	027(329)7118	
桐生市	市民生活部市民生活課男女共同参画推進・生活係	376-8501	桐生市織姫町1-1	0277(46)1111 内317	
伊勢崎市	市民部人権課男女共同参画係	372-8501	伊勢崎市今泉町2-410	0270(24)5111 内2202	
太田市	市民生活部市民そだん課人権擁護・市民活動支援係	373-8718	太田市浜町2-35	0276(47)1912 内2442	
沼田市	市民部生活課協働推進係	378-0053	沼田市東原新町1801-72	0278(22)8444	
館林市	市民環境部市民協働課市民協働係	374-8501	館林市城町1-1	0276(72)4111 内687	
渋川市	市民部市民協働推進課自治活動支援係	377-8501	渋川市石原80	0279(22)2463 内4316	
藤岡市	企画部自治交流課地域づくり係	375-8601	藤岡市中栗須327	0274(40)2211	
富岡市	市民生活部市民課市民生活係	370-2316	富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階	0274(62)8362	
安中市	市民部市民生活課市民協働係	379-0192	安中市安中1-23-13	027(382)1111 内1139	
みどり市	総務部企画課地域連携係	379-2395	みどり市笠懸町鹿2952	0277(76)0962	
北群馬郡	榛東村	住民生活課民生係	370-3593	榛東村新井790-1	0279(54)2211 内120
	吉岡町	町民生活課町民サービス室	370-3692	吉岡町下野田560	0279(54)3111 内146
多野郡	上野村	総務課総務係	370-1614	上野村川和11	0274(59)2111 内13
	神流町	総務課企画係	370-1592	神流町万場90-6	0274(57)2111 内117
甘楽郡	下仁田町	福祉保険課福祉係	370-2601	下仁田町下仁田682	0274(64)8803
	南牧村	総務課総務係	370-2806	南牧村大日向1098	0274(87)2011 内21
	甘楽町	教育委員会社会教育課社会教育係	370-2292	甘楽町小幡161-1	0274(74)3131 内531
吾妻郡	中之条町	企画政策課広報係	377-0494	中之条町中之条町1091	0279(75)8846 内124
	長野原町	教育委員会教育課公民館係	377-1392	長野原町長野原67-3	0279(80)1022
	嬭恋村	総合政策課企画係	377-1692	嬭恋村大前110	0279(96)1257
	草津町	愛町部総務課庶務係	377-1711	草津町草津28	0279(88)0001
	高山村	総務課庶務係	377-0792	高山村中山2856-1	0279(63)2111 内12
	東吾妻町	企画課企画調整係	377-0892	東吾妻町原町594-3	0279(68)2111 内223
利根郡	片品村	保健福祉課福祉係	378-0498	片品村鎌田3967-3	0278(58)2111 内235
	川場村	総務課総務係	378-0101	川場村谷地2390-2	0278(52)2111 内112
	昭和村	教育委員会事務局社会教育係	379-1203	昭和村糸井405-1	0278(24)5120
	みなかみ町	町民福祉課障害・福祉グループ	379-1393	みなかみ町後閑318	0278(25)5011
佐波郡	玉村町	企画課企画政策係	370-1192	玉村町下新田201	0270(65)2511 内291
邑楽郡	板倉町	福祉課子育て支援係	374-0192	板倉町板倉2067	0276(82)1111 内313
	明和町	介護福祉課福祉係	370-0795	明和町新里250-1	0276(84)3111 内152
	千代田町	住民福祉課福祉係	370-0598	千代田町赤岩1895-1	0276(86)7000
	大泉町	企画部多文化協働課多文化協働係	370-0523	大泉町日の出55-1	0276(63)3111 内262
	邑楽町	住民課管理戸籍係	370-0692	邑楽町中野2570-1	0276(88)5511 内161

(平成30年4月1日現在)

2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況

市町村	審議会等数		総委員数		女性 比率 (%)	審議会等数		総委員数		女性 比率 (%)	
	(広域除く)	うち女性委員を 含む数(広域除く)	(広域除く)	うち女性委員等 数(広域除く)		(広域のみ)	うち女性委員 を含む数	(広域のみ)	うち女性委員 等数		
1	前橋市	36	33	693	161	23.2%	-	-	-	-	-
2	高崎市	54	49	1,017	259	25.5%	-	-	-	-	-
3	桐生市	38	28	599	91	15.2%	-	-	-	-	-
4	伊勢崎市	40	36	762	169	22.2%	-	-	-	-	-
5	太田市	37	25	556	115	20.7%	-	-	-	-	-
6	沼田市	21	15	332	52	15.7%	2	2	38	14	36.8%
7	館林市	47	34	561	127	22.6%	3	2	98	19	19.4%
8	渋川市	23	17	324	76	23.5%	1	1	31	13	41.9%
9	藤岡市	29	28	543	102	18.8%	2	2	40	11	27.5%
10	富岡市	29	24	338	74	21.9%	2	2	30	8	26.7%
11	安中市	27	22	367	97	26.4%	-	-	-	-	-
12	みどり市	27	22	384	99	25.8%	-	-	-	-	-
13	榛東村	10	9	153	24	15.7%	-	-	-	-	-
14	吉岡町	19	14	174	40	23.0%	-	-	-	-	-
15	上野村	9	5	95	18	18.9%	-	-	-	-	-
16	神流町	18	12	178	48	27.0%	-	-	-	-	-
17	下仁田町	9	7	109	15	13.8%	-	-	-	-	-
18	南牧村	11	7	87	17	19.5%	-	-	-	-	-
19	甘楽町	14	13	130	23	17.7%	-	-	-	-	-
20	中之条町	25	9	272	14	5.1%	3	1	33	6	18.2%
21	長野原町	13	8	147	17	11.6%	-	-	-	-	-
22	嬭恋村	18	14	193	37	19.2%	-	-	-	-	-
23	草津町	15	8	219	26	11.9%	-	-	-	-	-
24	高山村	10	8	120	22	18.3%	-	-	-	-	-
25	東吾妻町	13	11	159	30	18.9%	-	-	-	-	-
26	片品村	15	14	158	22	13.9%	-	-	-	-	-
27	川場村	13	7	173	31	17.9%	-	-	-	-	-
28	昭和村	8	5	116	24	20.7%	-	-	-	-	-
29	みなかみ町	18	9	227	39	17.2%	-	-	-	-	-
30	玉村町	28	22	335	117	34.9%	-	-	-	-	-
31	板倉町	13	6	207	22	10.6%	-	-	-	-	-
32	明和町	11	11	203	33	16.3%	-	-	-	-	-
33	千代田町	13	11	152	28	18.4%	-	-	-	-	-
34	大泉町	25	21	270	89	33.0%	-	-	-	-	-
35	邑楽町	19	14	243	77	31.7%	-	-	-	-	-

(平成30年4月1日現在)

※法令・条例で設置されている地方自治法に基づく審議会等です。

①要綱等により設置されているものは含みません。

②女性委員のいない審議会等も含みます。

③介護認定審査会等複数の自治体を含む広域圏で設置している審議会等がある場合は、右側の欄に記入しています。

3 市町村男女共同参画計画・男女共同参画条例の策定状況

(1) 市町村男女共同参画計画の制定状況

市町村	名 称	期 間	策 定 年 月
前 橋 市	まえばしWindプラン2014	26年度～33年度	平成26年 3月
高 崎 市	高崎市第4次男女共同参画計画	30年度～34年度	平成30年 3月
桐 生 市	桐生市男女共同参画計画	28年度～32年度	平成28年 3月
伊勢崎市	第2次伊勢崎市男女共同参画計画	27年度～31年度	平成27年 3月
太 田 市	第3次太田市男女共同参画基本計画	30年度～34年度	平成30年 3月
沼 田 市	沼田市第3次男女共同参画計画	28年度～32年度	平成28年 3月
館 林 市	たてばやし男女共同参画プランV	29年度～33年度	平成29年 3月
渋 川 市	渋川市男女共同参画計画後期計画	26年度～30年度	平成26年 3月
藤 岡 市	藤岡市男女共同参画基本計画	30年度～39年度	平成30年 3月
富 岡 市	第2次富岡市男女共同参画基本計画	26年度～30年度	平成26年 3月
安 中 市	第2次安中市男女共同参画計画	26年度～30年度	平成26年 3月
みどり市	第2次みどり市男女共同参画プラン	27年度～31年度	平成27年 3月
榛 東 村	第2次榛東村男女共同参画基本計画	29年度～38年度	平成29年 3月
大 泉 町	第三次大泉町男女共同参画推進計画	28年度～32年度	平成28年 3月

(平成30年4月1日現在)

(2) 市町村男女共同参画条例の制定状況

市町村	名 称	施 行 日
前 橋 市	まえばし男女共同参画推進条例	平成15年 4月 1日
高 崎 市	高崎市男女共同参画推進条例	平成21年 4月 1日
館 林 市	館林市男女共同参画推進条例	平成17年 4月 1日

(平成30年4月1日現在)

4 男女共同参画計画・女性のための総合的な施設設置状況（県・市町村）

(1) 県

	名 称	設置年月	施設形態
群 馬 県	ぐんま男女共同参画センター 愛称：とらいあぐるん	平成21年 4月1日	単独施設

(平成30年4月1日現在)

(2) 市町村

市町村	名 称	設置年月	施設形態
前 橋 市	前橋市男女共同参画センター	平成26年 4月1日	複合施設
高 崎 市	高崎市男女共同参画センター	平成24年 4月1日	複合施設

(平成30年4月1日現在)

第5部 資料

1 群馬県男女共同参画推進条例

(平成十六年三月二十四日条例第二十三号)

目次

第一章	総則（第一条～第七条）
第二章	基本的施策（第八条～第十条）
第三章	男女共同参画の促進（第十一条～第十六条）
第四章	性別による差別的取扱いの禁止等（第十七条～第十九条）
第五章	群馬県男女共同参画推進委員会（第二十条～第二十二条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第五条 県民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

ない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

（年次報告の公表）

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第二章 基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の機会の提供）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、男女共同参画に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

（施策に対する意見の申出）

第十条 県民及び事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県に意見を申し出ることができるものとする。

2 県は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、群馬県男女共同参画推進委員会に意見を聴くものとする。

第三章 男女共同参画の促進

（附属機関等における委員等の構成）

第十一条 県は、附属機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合は、構成員の男女の数について、できる限り均衡を図るよう努めるものとする。

（県民等との協働）

第十二条 県は、男女共同参画を推進するため、市町村、県民及び事業者との協働に努めるとともに、市町村、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域・職場等における環境の整備）

第十三条 県は、男女が、その属する地域、職場その他の分野において、その個性と能力を十分に発揮し、対等な構成員として方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるために必要な環境を整備するよう努めるものとする。

（子育て環境の整備）

第十四条 県は、男女共同参画を推進するため、男女が、相互の協力と地域及び職場の支援の下に、安心して子どもを生み、育てられるよう、必要な環境を整備するよう努めるものとする。

(男女共同参画推進員の設置等)

第十五条 事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う者(以下「男女共同参画推進員」という。)を置くよう努めるものとする。

2 県は、男女共同参画推進員の活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第十六条 県は、事業者に対し、この条例の施行に必要な限度において、男女共同参画の推進の状況について、報告を求めることができる。

第四章 性別による差別的取扱いの禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第十七条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。)を行ってはならない。

(相談体制の整備)

第十八条 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された者に対して適切に対応するため、必要な相談体制を整備するよう努めるものとする。

(被害者の支援等)

第十九条 県は、異性に対する暴力的行為を受けた者に対し、必要な助言、自立のための支援、施設への一時的な入所等による保護その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 群馬県男女共同参画推進委員会

(設置)

第二十条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、群馬県男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織等)

第二十一条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、第一項に規定する委員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営事項の委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

2 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

い。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよ

うに努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界	日本	群馬
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティー) ・「世界行動計画」の採択 ・国連婦人の十年('76~'85)宣言 ・ILO「婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するための行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人問題担当室設置 ・「国際婦人年」日本会議 	
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO婦人労働問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行(対象：女性教職員、看護婦、保母) ・民法等の一部を改正する法律施行 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる) 	
昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」策定 ・婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項決定 ・国立婦人教育会館開館 	
昭和53年 (1978)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第1回報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県各種婦人団体連絡協議会結成
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年アジア太平洋地域政府間会議(エスカップ)開催(ニューデリー) ・「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置 ・群馬県婦人問題懇談会の設置
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年中間年世界会議開催(コペンハーゲン)、「後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第2回報告 ・国連婦人の十年世界会議参加 (「女子差別撤廃条約」への署名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ぐんま婦人計画」の策定 ・群馬県婦人大学開催(第1回) ・婦人国外研修実施(第1回中国) ・群馬県婦人の集い開催
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO、家族的責任条約採択 (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)(第156号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分引き上げ等) ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	
昭和57年 (1982)			<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県婦人会議開催 ・婦人問題懇談会提言
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題懇談会報告書 ・婦人問題意識調査実施 ・中国婦人代表招へい(第1回)
昭和59年 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ世界会議のためのアジア太平洋地域政府間準備会議(エスカップ)開催(東京) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国からの招請による婦人代表団派遣(第1回)

年	世界	日本	群馬
昭和60年 (1985)	・国連婦人の十年世界会議開催 (ナイロビ)、「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法の一部を改正す る法律の施行(父系血統主義から 父母両系血統主義へ、配偶者の帰 化条件の差異の解消) ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・婦人問題懇談会報告書 ・国連婦人の十年最終年記念群馬県 大会
昭和61年 (1986)		・労働基準法一部改正施行(女子保 護規定の緩和等) ・「婦人問題企画推進会議」にか えて「婦人問題企画推進有識者会議」 設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金等の一部を改正する法 律」施行	
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新国内 行動計画」策定	
昭和63年 (1988)		・労働基準法の一部改正施行(労働 時間の短縮等)	
平成元年 (1989)	・1994年を国際家族年とする ことを採択	・日本青年館で男中心の結婚観や人 間関係を見直し自立した男になる ことを目指した「花婿学校」開講	・「群馬県における婦人対策につ いてー西暦2000年に向けて男女 共同参画型社会をー」報告書提出
平成2年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地 位向上のためのナイロビ将来戦 略の実施に関する第1回見直し と評価に伴う勧告及び結論」 採択 ・ILO、「夜業に対する条約」 採択	・「西暦2000年に向けての新国 内行動計画」の見直し方針決定	
平成3年 (1991)	・OECD(海外経済協力基金) 「開発と女性配慮のための指針」 策定	・「西暦2000年に向けての新国内 行動計画(第1次改訂)」策定	・「新ぐんま2010」の中に女性 対策を主要な柱として位置付け、 策定 ・女性に関する意識調査実施 ・北海道・東北・関東甲信越地区婦 人問題推進地域会議開催(水上町)
平成4年 (1992)		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」任命 ・第2回アジア女性会議開催	
平成5年 (1993)	・国連総会で「女性に対する暴力 撤廃宣言」採択	・「第1回婦人問題に関する全国女性 リーダー会議」開催 ・中学校での家庭科の男女必修完全 実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等 に関する法律(パートタイム労働 法)」施行	・新ぐんまプラン委員会の設置 ・「新ぐんま女性プラン」の策定 ・「群馬県女性行政推進連絡会議」 の設置

年	世界	日本	群馬
平成6年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口開発会議開催(カイロ) ・ILO、「パートタイム労働に関する条約」採択 ・列国会議同盟(IPU)「政治活動における男女間の不均衡是正のためのIPU行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での家庭科の男女必修完全実施 ・男女共同参画室の設置 ・男女共同参画審議会の設置 ・男女共同参画推進本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課に女性政策室設置 ・「群馬県女性人材データベース」の構築
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議開催(北京)、「北京宣言」と「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約(家族的責任条約)を批准 ・育児・介護休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'95」発行
平成8年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO、「家内労働条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会総会で「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」(選択的夫婦別姓の導入)を決定 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・優生保護法を母体保護法に改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会をきずくための意識調査実施 ・「ぐんま女性白書'96」発行 ・新ぐんま女性プラン委員会提言(プラン後期について)
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会を、法律に基づく恒久的なものとして総理府に設置 ・男女雇用機会均等法、労働基準法等の改正(施行は平成11年4月) ・参議院創設50周年記念「女性国会」開催 ・介護保険法公布(施行は平成12年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'97」発行 ・「ぐんまウイメンズ・ネット」発足(~H23)
平成10年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法(NPO法)公布 ・男女共同参画審議会が「男女共同参画基本法」について答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま女性白書'98」発行 ・父と子の自慢料理コンテスト開催 ・「'98福島・群馬・新潟3県女性サミット」を新潟県で開催
平成11年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行(女性の参画の促進を規定) ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための県政参画講座開催(~H17) ・「'99新潟・福島・群馬三県女性サミット」を群馬県で開催 ・10代からの発信事業実施 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成12年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性2000年会議」を国連特別総会として開催(ニューヨーク)、「政治宣言」と「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新ぐんま女性プラン委員会提言 ・「ぐんま女性白書2000」発行 ・「群馬・新潟・福島三県女性サミット2000」を福島県で開催 ・中華婦女連との交流20周年記念事業実施

年	世 界	日 本	群 馬
平成13年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編により内閣府に男女共同参画局を設置 ・男女共同参画会議の設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・女性政策室を男女共同参画室に改称 ・群馬県婦人会館を生涯学習課から所掌替 ・群馬県男女共同参画推進協議会の設置 ・群馬県各種婦人団体連絡協議会を群馬県女性団体連絡協議会に改称 ・ぐんま男女共同参画プラン委員会の設置 ・女性に対する暴力実態調査実施
平成14年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・人権男女共同参画課設置 ・群馬県女性代表団及び群馬県女性国外交流団が日中国交正常化30周年記念事業「日中女性北京の集い」に参加
平成15年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置 ・女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管
平成16年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県男女共同参画推進条例制定 ・群馬県婦人会館を群馬県女性会館に名称変更 ・女性相談支援室と女性相談所の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に開設 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)閣僚級会合開催(2～3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定 ・育児・介護休業法改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・中華婦女連との交流25周年 ・「第4回世界女性会議10周年記念会議」派遣
平成18年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、労働基準法の改正(施行は平成19年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「ぐんまDV対策基本計画」策定
平成19年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法改正(施行は平成20年1月) ・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章、仕事と生活のための行動指針の策定 	
平成20年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぐんまDV対策基本計画(第2次)」策定

年	世 界	日 本	群 馬
平成21年 (2009)		・育児・介護休業法改正（施行は平成22年6月）	・群馬女性会館閉館（3月末） ・4月1日「ぐんま男女共同参画センター」設置。一般利用開始 5月1日 ・女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成22年 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合開催（3月）	・男女共同参画基本計画（第3次）閣議決定	
平成23年 (2011)	・国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足（1月）		・「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」策定（3月） ・男女間の暴力に関する実態調査実施
平成24年 (2012)			・女性相談センター移転（3月） ・とらいあんぐるん相談室（男女共同参画センター）相談開始（4月）
平成25年 (2013)		・DV防止法改正（施行は平成26年1月）	・とらいあんぐるん相談室 土日相談開始（8月）
平成26年 (2014)			・「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」策定（3月） ・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施
平成27年 (2015)	・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）閣僚級会合開催（3月）	・女性活躍加速のための重点方針決定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立（完全施行は平成28年4月） ・男女共同参画基本計画（第4次）閣議決定	
平成28年 (2016)		・女性活躍加速のための重点方針2016決定	・「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」策定（3月）
平成29年 (2017)		・女性活躍加速のための重点方針2017決定	
平成30年 (2018)		・女性活躍加速のための重点方針2018決定 ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日公布・施行）	・群馬県女性団体連絡協議会創立40周年

群馬県男女共同参画年次報告書(平成29年度実績報告書)

平成30年11月

群馬県生活文化スポーツ部人権男女・多文化共生課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-226-2902

FAX 027-220-4424

URL <http://www.pref.gunma.jp>